

平成21年第5回常陸太田市議会定例会会議録

平成21年9月15日(火)

議事日程(第3号)

平成21年9月15日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	黒沢義久君	副議長	茅根猛君
1番	木村郁郎君	2番	深谷涉君
3番	鈴木二郎君	4番	荒井康夫君
5番	益子慎哉君	6番	深谷秀峰君
7番	平山晶邦君	8番	成井小太郎君
9番	福地正文君	10番	高星勝幸君
12番	菊池伸也君	13番	関英喜君
14番	片野宗隆君	15番	平山伝君
16番	山口恒男君	17番	川又照雄君
18番	後藤守君	20番	小林英機君
21番	沢畠亮君	22番	立原正一君
23番	梶山昭一君	24番	高木将君
26番	宇野隆子君		

欠席議員

25番 生田目久夫君

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	副市長	梅原勤君
教育長	中原一博君	総務部長	川又善行君
政策企画部長	江幡治君	市民生活部長	五十嵐修君
保健福祉部長	綿引優君	産業部長	赤須一夫君
建設部長	富田広美君	会計管理者	大森茂樹君
水道部長	高橋正美君	消防長	菊池勝美君

教育次長	根本洋治君	福祉事務所長	深澤菊一君
秘書課長	山崎修一君	総務課長	川上明文君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長	時野谷 彰	副参事兼総務係長	吉成賢一
次長兼議事係長	菊池 武		

午前10時開議

議長（黒沢義久君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は25名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。25番生田目久夫君、1名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（黒沢義久君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 一般質問

議長（黒沢義久君） 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて、一般質問を行います。

政府は、膨大な緊急経済対策を保留していますが、7月の完全失業率は過去最悪の5.7%に達し、予想を超えた最悪のペースになっております。自殺者も11年連続3万人を超え、今年も1万7,000人を超えて過去最悪の水準となっております。国民の暮らしと命、安心と希望を奪ってしまった政治に対して、政治の転換を求めた国民の意思が政権交代という歴史的な結果をもたらしたといえます。

日本共産党は、民主党政権のもと、よいことには協力する、悪いことにはきっぱり反対する。問題はただしていく建設的野党として、現実政治を前に動かすために頑張っていきたいと思っております。

激動する政治の前向きな変化に呼応して、本市も市民の立場に立った市政が求められていると思います。市民の暮らしを守る立場から質問を行います。

最初に、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金による事業の地元優先の発注について伺います。私は、6月議会において、平成21年度補正予算で、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金2億7,544万円の15の事業を計上した理由について質問しました。また、工事の発注施工に当たっては、地元への発注の機会に配慮して、地域経済への波及を重視することなどを要望いたしました。

これには対して、交付金の趣旨を踏まえて、未来を担う子どもたちへのもの、安心・安全の実現、地域経済の波及効果、今まで財源の確保が困難であったもの、市民サービスにつながることを勘案して計上した。また、予算施行に当たっては、市内の業者に受注機会を与え、地域経済の活性化に資するよう配慮したい。分離分割発注も視野に入れながら執行したいとの答弁をいただきましたが、15事業のうち、保育所施設備品購入費、観光イベント用備品購入費、自動心臓マッサージ機購入費の3事業しか入札が施行されていないと聞いております。発注については、議決後、この場合は6月24日ですが、できるだけ早く発注できるように事務事業を進めていくべきだと思いますが、大変遅れていると思いますけれども、どうでしょうか。

13事業の進捗状況と3事業の入札結果について、市内で施行可能な工事や調達できる物品は市内の事業者を受注機会を確保し、地域経済の活性化につながるよう配慮されたのかどうか伺います。

次に、平和事業について伺います。

今年の4月プラハでオバマ大統領が核兵器のない世界の実現を目指すと明言した演説は、世界の平和、核兵器のない世界を願う人たちを大きく励まし、具体的な計画、行動が動き始めております。日本でもこの発言を受け、広島市長、長崎市長が来年の核拡散防止条約、NPT再検討会議に向けて、より多くの都市の参加を呼びかけております。本市は、核兵器廃絶平和都市を掲げており、世界の流れを受けて、積極的に行動を起こすべきではないでしょうか。広島市と長崎市が中心となって、1982年に設立された平和市長会議というNGO組織があります。この組織は、原爆による悲劇が二度と繰り返されてはならないとの信念のもと、都市と都市との緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器のない平和な世界を実現することを目的としております。平和市長会議には、全国の1,798市区町村が加盟し、茨城では水戸市やつくば市、那珂市、東海村など11市1村が加盟しております。世界平和市長会議に本市も加盟して、積極的に平和事業に取り組んでほしいと思いますが、ご所見を伺います。

核兵器廃絶平和都市の看板ですが、現在北側の玄関から向かって敷地の左端に建てられております。このような平和をアピールする看板をもっと目に付く場所に建てかえてはと思いますが、いかがでしょうか。また、各支所にも設置したらどうでしょうか。

市のホームページを開きますと、市名の右側に「自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち」というタイトルがありますが、それに並べて載せてはどうでしょうか。市内の平和団体が毎年8月に、生涯学習センターの展示室で、戦争と平和を考える写真・パネル展を開いております。日立市では、日立市戦災の跡展、ヒロシマ、ナガサキの原爆に関するポスター展、長崎原爆被災写真展、市内高校生による戦争と平和に関する朗読劇の上演などを行う日立市平和展を

毎年開いております。水戸市では、小中学生の平和大使を任命し、広島へ派遣しております。平和記念式典に参列したり、広島平和記念資料館を訪問したりすることを通して、平和の大切さや戦争の恐ろしさを肌で感じてきてもらう取り組みです。日立市の平和展や水戸市の平和大使派遣事業などに学んで、本市でも平和事業に1つでも2つでも取り組むことが大切だと思います。ぜひ前向きなご見解をお聞かせください。

次に、大規模放課後児童クラブの分割について伺います。

子どもを巻き込む痛ましい事件・事故が絶えない今日、安全な子どもの遊び場や安心できる子どもの放課後などを保障する子どもの居場所作りの上でも、働きながら子育てをする家庭にとっても、放課後児童クラブは保育園と同じようにはなくてはならない施設です。本市の放課後児童クラブも、指導員の方々の熱心な指導のもとで、元気に遊び、宿題などもしながら充実した放課後を過ごしている姿が見られます。

厚生労働省が2007年に出したガイドラインで、1クラブの規模はおおむね40人程度が望ましい、1クラブ最大70人までとすることを示しましたが、当市のおおた児童クラブを初めとする6カ所の児童クラブのうち71人以上のクラブが1カ所あります。定員70名とするおおたクラブは、9月1日現在、72名の児童が入級しています。全員がそろうということがなく、現状では定員を超えることがないようですが、今後、入級希望者が増加した場合に、分割整備などを行っていくのか、そのお考えを伺います。

次に、後期高齢者医療制度の廃止を国などに求めることについて、お伺いいたします。

75歳以上の高齢者に、医療差別と負担増を強いる後期高齢者医療制度を新しい国会で廃止に追い込もうとする動きが急速に強まっております。総選挙前の国会請願署名は、野党が共同提案した同制度廃止法案を参議院で可決させ、政府・与党を追い詰める大きな力となりました。医師会や老人クラブなどが、厚生労働省にあてた署名も数多く集まりました。同制度にかかわる地方議会での意見書も多数出ております。高齢者医療をめぐる不服審査請求は、2008年度で1万398件に及ぶなど、異例の規模になっております。

私は、後期高齢者医療制度は、存続すればするほど国民、高齢者を苦しめるもの、憲法25条の生存権、同14条の法もとの平等を踏みにじるものだと考えます。この制度は廃止して、もとに戻し、財源問題も含めて国民的討論で合意を作っていくことが必要なのではないかと思います。国や関係機関に廃止を求めることについて、市長のご見解を伺います。

次に、在宅重度要介護慰労金の拡充について伺います。

現在、当市では要介護4と5の高齢者を介護している方には月額7,000円、要介護3の高齢者を介護している方には月額5,000円の在宅重度要介護慰労金が支給されており、介護者を大きく励ましております。私はこの事業対象が重度要介護となっておりますが、重度を事業名から外して、要介護1と2の高齢者を介護している方々にまで広げてほしいと思います。2006年の制度改正以降、家族が同居している場合の生活援助、例えば、部屋の掃除、洗濯、調理などの家事援助、これは基本的には認められなくなりました。認定調査の内容が変更されたことによって介護度が下がり、使えるサービスの減少が予測されるなど、利用者にとっても問題のある制度に

なっております。重度の寝たきりの親のおむつを交換したり、床ずれを防ぐために体の向きを変えたり、家族の介護負担は大変なものがあります。要介護1、2の場合でも、介護度の重い方以上に、食事や排泄など身の回りの世話に対し、全般に何らかの介助が必要となっております。要介護1と2の介護者も要介護3、4、5の介護者も大変な中で在宅介護を続けていることに変わりはありません。在宅での要介護慰労金を要介護1と2の介護者へもぜひ広げてほしいと思いますが、ご所見を伺います。

6番目に新型インフルエンザ対策の強化について伺います。

本市においても感染者が発生し、今後さらに増加していくことが危惧されております。新型インフルエンザの本格的な流行入りに当たって、その医療体制の充実などについて5点伺います。1点目は感染状況や症状についての確に掌握し、市民や医療関係者に適切な情報提供や広報を行うことについて。2点目、昨日同僚議員の質問で健康づくり推進課が相談窓口となるという答弁がありました。担当窓口を開設して市民相談、感染防止等に万全を期すること、そのためにも職員体制の強化を図ることが大切だと思います。この点について伺います。3点目、急激に患者が増加し、重症化した場合、医師、ベッド数の確保など医療機関の現状把握と医療機関の間での連携調整が図られているのかどうか。4点目、特別養護老人ホームや保育園などの福祉施設、また、小中学校での集団感染を防ぐ対策など、どのように検討されているのか。感染が発生した場合の拡大を防ぐには、学級閉鎖や休校も必要になります。既に、太田小学校でも学級閉鎖が行われたと伺っております。その際、親や家族の負担軽減にも対策をとることが必要になってきます。その場合の対策について伺います。5点目として、市庁舎の対策強化と職員の健康管理についてです。市庁舎での消毒液設置箇所の増設、職員の健康管理と感染の拡大の防止について、以上5点についてお伺いいたします。

次に、任意予防接種の公費負担について伺います。

1つ、肺炎球菌ワクチン接種についてです。肺炎は日本人の死亡原因の第4位で、特に高齢者が肺炎にかかると重症化しやすく年齢とともに肺炎による死亡率が高くなっております。この肺炎の原因として最も多いのが肺炎球菌で、肺炎球菌ワクチンの予防接種によって、入院や死亡の減少効果が見られております。また、新型を含むインフルエンザ予防対策としてもその効果が認められております。肺炎、気管支炎などの病気を予防するワクチンに対して助成する自治体が広がっております。39の都道府県、106の区市町村で現在行われております。茨城県内では東海村が70歳以上の方に対して、接種費用8,000円のうち4,000円を村が負担しています。本市においても、高齢者の肺炎を予防するため肺炎球菌ワクチン接種料金への助成を求めたいと思います。

2点目として、インフルエンザ予防接種について伺います。本市独自の助成として、小児インフルエンザ予防接種が満1歳以上満15歳未満、中学生までですが、1回につき1,000円を2回まで助成しております。県内の公費負担実施状況によりますと、実施市町村は13あり、本市では差額分は自己負担となりますが、独自に助成を行っていることは大いに評価できます。この公費負担を日立市のように高校生まで拡充してほしいと思いますが、ご所見を伺います。

次に、災害対策、防災対策について伺います。

温暖化の影響が、これまでに想定されていない降雨量が局地的に発生し、また、開発等の影響もあり、各地で水害や土砂災害が発生しております。本市は広い中山間地域を有しており、災害防災対策は重要急務です。常陸太田市第5次総合計画の災害に強いまちづくりの施策が計画されておりますが、私はその中で5点について伺いたいと思います。1点目は、地域防災計画に基づく対策を進めることについて。2点目、防災訓練について。3点目、防災体制の整備について。4点目、水防、土砂対策、地盤災害の予防について。5点目、避難所の確保と安全対策についての5点について現状と対策を伺います。

次に、住宅用火災警報器設置の促進について伺います。

6月議会で住宅用火災警報器設置の促進の一環として、高齢者、障害者世帯への火災報知機購入助成について質問しました。福祉事務所長はこのように答えております。消防本部と連携を図りながらひとり暮らし高齢者、障害者に対して、防火等への配慮が必要な方については日常生活用具給付事業の助成を行っており、助成については所得段階により負担限度額が定められておると。これまでに設置した世帯の中には、65歳以上の高齢者、障害者世帯も含まれており、設置や予定された方との相違も生じることから助成については現時点では考えておりません。日常生活用具給付事業において、引き続き助成を行っていきますと答弁されておりますが、この制度の範囲だけでは設置促進は図れません。消防庁からは、設置状況について、各消防団、各町会、婦人防火クラブ等が共同購入しているが、普及率は9%となっているとの答弁がありました。なぜ設置普及率がこのように低いのか、この点について、どのように把握検討されているのか、お伺いいたします。

次に、日米F T A自由貿易協定に対する市長の見解について伺います。

黄金色に広がる田畑は国の豊かさの象徴です。多くの国民が安心できる食料はもとより、豊かな環境や文化を世代を超えて受け継ぎたいと願っております。ところが、日本の農業は農産物の輸入自由化を推し進め、市場原理で大手流通資本の買いたたきを野放しにする施策を推し進めてきた結果、産業としては成り立たない瀬戸際に追いやられ、高齢化や耕作放棄地の拡大、農村の疲弊が進んでおります。また、今年は生産者米価が大暴落しています。このような状況の中、アメリカとの間に農産物の輸入を自由化する協定を結ぶ日米貿易協定（F T A）が大問題になっております。これは、日本の農業、とりわけ米の生産に壊滅的打撃を与えることはアメリカ政府も財界も認めています。日米経済協議会の委託研究「日米E P A効果と課題」というレポートが2008年7月に出されていますが、仮に、日米F T Aが締結されると、具体的な減数量として米が82.1%、穀物48.3%、肉類で15.44%減少するとしております。農産物の生産拡大、地産地消を進めている本市にとっても、F T Aは相入れない問題です。日米F T Aに対する市長のご見解を伺います。

最後に水道水のカビ臭発生について伺います。

新聞報道によりますと、8月末から今月にかけて、山田川と竜神ダムを水源とする浄水場3カ所から、2-メチルイソボルネオールによるカビ臭が発生し、住民から苦情が寄せられました。

原因は竜神ダムの底にたまった汚泥の影響ではないかと県に原因究明と対策を要請しているとのことですが、経過と県に対する要請の具体的内容、県の対応と回答について伺います。

私も竜神ダムを調査してまいりました。そして、所長からも話を聞き、県に対して速やかな対応を求めてまいりました。湖面には、大量の浮遊物があり、水も大分濁っているようでした。汚泥は、総貯水量300万立方メートルに対して許容量が30万立方メートル以下で、現在の量はその範囲内との説明を聞いてきましたが、水量が極端に減っている状態では、割合で比較すると汚泥量は許容量を超えているのではないかと疑問の念を持ちました。県に対し、浮遊物の撤去や徹底した水の管理を行うよう厳しく申し入れることが必要だと強く実感をいたしました。

カビ臭発生は根本的には県の責任ですが、市の浄水場においてもきちんと検査管理をする必要があると思います。市の発行している水質検査計画によりますと、大野系と久米系はダムの水が流入している山田川から取水しているため、若干の臭気が発生します。臭気を除去するため活性炭ろ過器を設置しています。2つの河川とも降雨による濁水の発生、農薬散布及び油類等による突発汚染事故などの要因があると指摘して、浄水場では原水も汚染要因を踏まえて、適正な浄水処理を徹底して行っているとして、2-メチルイソボルネオールは1カ月に1回検査することになっております。市の日々の検査、定期検査ではどのようなになっているのか、今後の対策についても伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 初めに、後期高齢者医療制度の廃止を国などに求めることについてのご質問にお答えを申し上げます。

民主党を中心といたします新政権が誕生することは確実な状況になったわけでございますので、今後は制度廃止を含めた議論が進められるものと認識をしております。現状におきましては、新政権における制度の考え方などが明らかにされておられませんので、まずは国の動向を十分注視し、県広域連合を中心に関係市町村が連携を図りながら、情報の把握、共有に努め、適切な情報の提供によりまして、市民の皆様の不安解消に努めていかなければいけないと考えております。

あわせて、制度に対する要望につきましては、これまでも全国市長会を初めとする地方6団体を通しまして、地方公共団体の意見を聞くことや混乱を生じさせないこと、制度の根幹は維持することなどの要望を行ってきております。制度廃止に対する各方面への政治的要望についても新政権と厚生労働省との協議経過を注視いたしまして、今後の制度の方向性が明らかになりつつある時点において、現制度の有用性を重んじつつ、混乱を招かないこと、高齢者の医療を守ること、高齢者の負担増にならないことなどを基本にしながら、必要な提言や要望等を行ってまいりたいと考えております。

次に、日米FTAに対する市長の見解のお尋ねにお答えをいたします。

この日米FTAにつきましては、民主党の衆議院戦のマニフェストに掲げられておりますが、これにつきましては、食の安全・安心な供給、食料自給率の向上、並びに国内農業・農村の振興

の面から文言の変更や修正が行われるなど、まだ具体的な国の施策として方向性が示されているものではありません。しかしながら、この日米自由貿易協定が締結されれば、競争力のある機械製品、特に、自動車の輸出等は拡大するものの、農産物食料品などについては逆に輸入が拡大し、さらに関税の引き下げ、撤廃等が実施されました場合には、価格低下など日本農業への打撃が大きいものと考えているところでございます。

したがいまして、農業が基幹となっている本市にとって、その影響は極めて大きいものと予想されますために、今後はこの施策の動向を注視いたしますとともに、方向性を見きわめ、本市にとって不利な施策とならないよう、さまざまな機関を通し、機関との連携を図りながら、国等に働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 平和事業についてのご質問にお答えをいたします。

まず、平和市長会議につきましては、全国の市区町村の加入率が21.6%となっております。県内におきましては、11の自治体が加入しているような状況にございます。この主な活動は、自治体首長による署名活動への参加、4年に1回の総会の開催、広島、長崎の被爆の実態を紹介する原爆写真展の開催などとなっております。この加盟につきましては、今後これらの活動内容等も見ながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、核兵器廃絶平和都市宣言の看板についてであります。本市では平成7年6月に、核兵器廃絶平和都市宣言をしております。この宣言の後に、庁舎北側の道路から見やすい場所で市民や本市を訪れた方からも見やすい場所に看板を設置しております。設置に当たりましては、長期の使用に耐えられるようステンレス製の看板としております。このため、設置場所の変更、支所への設置に当たりましては、そのPR効果を含め今後の研究課題としてまいりたいと考えております。なお、ホームページへの掲載につきましては、その情報発信効果等を考慮しまして、掲載について検討をしてまいりたいと思います。また、各種平和事業の実施につきましては、各市町村の実情に応じて、実施の状況はさまざまでございます。一般には、戦争被害の大きな自治体において事業を実施しているような傾向にあると考えられますことから、本市におきましてもその必要性等について研究をしてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 福祉事務所関連のご質問の中で、最初に大規模放課後児童クラブの分割についてのご質問にお答えいたします。

現在、6児童クラブの開設によりまして、就労などにより昼間保護者のいない小学校低学年児童を対象に、生活習慣や遊び、学習など、また、児童の放課後における安全の確保と児童の健全育成を図ることを目的に実施しております。この中で、大規模な児童クラブとしては、おおた児童クラブがございまして、現在は72名の入級登録となっております。入級状況といたしましては、国の放課後児童クラブガイドラインにおける3年生までの低学年で定員をほぼ満たしている

状況となっております。

なお、定員につきましては70名でございますが、通常時は60名程度の利用となっております。国のガイドラインにおいても、1放課後児童クラブの規模につきましては最大70名とされており、定員が71名以上になりますと、大規模児童クラブとして、児童への情緒面の配慮等から分割する方向が示されておりますが、おおた児童クラブにおきましては分割には該当いたしません。今後も児童の健全育成を図る観点から、学校施設の利用状況や保護者の意向把握に努めるとともに、放課後子ども教室推進事業との連携を図りながら児童が安全で利用しやすい施設づくりを進めてまいります。

続きまして、在宅重度要介護慰労金の拡充についてのご質問にお答えいたします。

在宅重度要介護慰労金につきましては、介護保険の要介護認定審査会において、要介護3から5と認定された高齢者と同居し、その介護に当たっている介護者を対象に介護の労をねぎらうことを目的として、要介護3の介護者については月額5,000円、要介護4、5の介護者へは月額7,000円を支給する制度でございます。平成20年度の実績でございますが、要介護3の介護者が189人、要介護4、5の介護者が240人、合わせまして429人ということで、2,144万6,000円の支給額となっております。

この制度の趣旨につきましては、在宅で重度の介護認定者を介護している介護者への労をねぎらうための制度でございます。市の単独事業として実施しているものでございます。要介護1、要介護2の認定者につきましては、日常生活において一部介助が必要な方々で比較的軽度であることから、介護保険制度の中で本人の心身の状況に応じた訪問介護、入浴介護、デイサービスなどを組み合わせた介護サービスを利用していただくことにより、介護者の負担軽減が図られるため、現時点においては要介護1、要介護2の介護者への介護慰労金の拡充につきましては考えてはございません。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 最初に、新型インフルエンザの対策の強化について5点のご質問にお答えをいたしたいと思います。

最初の1点目でございますが、今後の流行時期に向かったの対応でございますけれども、健康づくり推進課での相談窓口の開設の継続や適時情報防災行政無線や広報紙を使い提供するとともに、注意喚起を行ってまいります。また、関係各課と連携し、学校、幼稚園、保育園、介護保険施設、生涯施設などへの注意喚起についても継続してまいります。

2点目の職員体制の充実等でございますけれども、新型インフルエンザに限らず健康危機管理体制として、各種の感染症が発生した場合に迅速に対応できるよう、休日や昼夜を問わずの連絡体制が常陸大宮保健所と健康づくり推進課長及び同課の健康福祉課長の間に構築されておまして、今回の新型インフルエンザの発生の際に活用されております。

3点目の重症患者、病院、医療機関との連携調整でございますが、インフルエンザ患者は1日

当たり1つの機関でもかなりの数の受診が可能ですが、インフルエンザ患者以外の患者の受診もありますので、当然診察の患者数に限度が出てくるものと思います。仮に、患者が大量に発生し、1つの医療機関に患者が集中し、診察が破綻するような恐れになれば、他の医療機関に紹介するなど医師会の協力を得て、医療機関同士の連携体制を設けることになると考えております。

4点目の幼稚園、保育園の集団罹患した場合の親、家族の軽減についてでございますけれども、特に保育園につきましては共働きの家庭が預けているなどの施設でもありますので、休園中であっても保育所の状況によりまして、どうしても保育が必要な家庭につきましては個別事例ごとに対応してまいりたいと考えております。

5点目の市庁舎の感染の拡大の防止につきましてでございますけれども、業務のインフルエンザ対策といたしまして5月15日に対策本部を設置いたしましたけれども、庁内情報システムに市職員に対して感染予防の注意喚起を行うとともに、1階窓口などに職員の感染予防対策として消毒液を配置しておりますけれども、さらに増加についても今後対応を図ってまいります。

続きまして、任意予防接種の公費負担についてであります。最初の肺炎球菌ワクチン予防接種への助成についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の肺炎球菌のワクチンにつきましては、日本では1988年に接種が認められましたが、予防接種法の対象疾病とはされていないため、脾臓摘出患者の肺炎感染予防以外では自費での接種となっております。日本では現在一生に1回の接種しか認められていませんので、ワクチンの接種の有効性や安全性に関する十分な調査や接種の必要性についても、議論が十分に行われてない現状もありますので、肺炎球菌のワクチンの予防接種につきましては、国の動向等を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、インフルエンザの予防接種についてでございますが、小児インフルエンザ予防接種の、高校生までの対象拡大についてのご質問にお答えいたします。

現在の1歳から中学生までの対象者を高校生まで拡大することにつきましては、今後少子化対策の観点も踏まえた検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 災害防災対策の中で、4点目の建設部関係の災害対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

災害発生が予測されるときは、木橋や急傾斜地等における職員によるパトロールを強化し、安全確保に努めることとしております。また、常陸太田市防災連絡協議会と災害応急復旧工事に関する協定を締結しているところであり、同協議会の協力をいただくことにより、災害の防止と早期復旧に当たることとしております。

一方、職員につきましても、災害発生時の対応をまとめた災害対応マニュアルを策定し、担当職員に周知することにより、迅速に対応できるように心がけております。

議長（黒沢義久君） 消防長。

〔消防長 菊池勝美君登壇〕

消防長（菊池勝美君） 住宅用火災警報器設置の促進についてご質問いただきました。

住宅用火災警報器につきましては、平成16年6月に消防法の一部改正が行われ、新築住宅につきましては平成18年の6月1日から、既存住宅については平成20年6月1日から設置が義務化されたところであります。この住宅用火災警報器の設置促進につきましては、設置が義務化された当初から市の広報紙、市民生活ガイド等による普及啓発、また各講習会等々によるパンフレット配布による促進、さらには消防団など関係団体の協力を得ながら推進を図ってまいりました。また、去る9月9日の救急の日には、市内スーパーの駐車場にて開催しました常陸太田市救急フェア2009においても設置促進を呼びかけてきたところでございます。

議員ご指摘の設置率9%はどのように把握をされているのかというご質問でございますが、新築住宅の設置義務化がされました平成18年6月1日以降の新築住宅、それから、水府地区消防団及び町会長さん方の協力によります共同購入、さらには婦人防火クラブ、また町内会による貸与等々含めまして、1,900世帯に設置されているところでございます。これが約9%の設置率でございます。なお、今年度は、茨城北農業共済事務組合の建物共済事業として、火災保険に加入いたしますと、住宅用火災警報器が1台、金額によっては2台配布されることになり、その対象家庭が約4,900世帯と伺っております。合わせますと、年度末の設置率は約33%の6,800世帯と見込んでおります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 総務関係のご質問にお答えを申し上げます。

まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金による事業の地元業者優先の発注についてお答えを申し上げます。

6月議会に補正計上しました交付金による13事業2億7,544万円のうち、保育所環境整備事業、総合福祉会館改修事業の一部、イベント用音響設備導入事業、自動心臓マッサージ機購入事業の4事業、948万8,000円については、既に発注が済んでおります。

入札結果については、保育所環境整備事業については、すべて市内業者で入札を行いまして、市内の業者が落札をしている。総合福祉会館改修事業についても市内業者の落札となっております。イベント用音響設備導入につきましては、予定価格が税込み214万2,000円でありましたので、常陸太田市物品調達契約事務に関する規定により、執行予定額1件当たり200万円以上の場合は、5社以上を選定することとなっているため、市内業者3社及び市外業者3社の合計6社による指名競争入札を執行いたしました。この音響機器類の取り扱い登録業者は市内業者では3社しかなかったため、市外業者との競争となったものでございまして、結果、市外業者が落札したものでございます。

自動心臓マッサージ機購入事業につきましては、これにつきましても、市内での取り扱い業者がないために、市外業者が落札をしております。

残りの事業につきましては、今月中には支所庁舎身障者用トイレ改修事業の一部、旧清掃センター解体撤去設計委託事業、生活道路リフレッシュ事業の一部、地上波デジタルテレビ整備事業の4事業、8,334万5,000円の発注を予定しております。

また、10月には緊急通報装置交換事業、観光客誘導板設置事業の一部、生活道路リフレッシュ事業の残りの工事の3事業6,593万円の発注を予定しております。その他、支所庁舎身障者用トイレ改修事業の残りの工事、総合福祉会館改修事業の残りの工事、観光客誘導板設置事業の残りの委託業務、小中学校洋式トイレ改修事業、公民館エアコン設置事業、山吹運動公園テニスコート整備事業については、外部への設計委託を予定していたものを内部設計に切りかえ、現在設計中であるものや、工事時期、設置場所やデザイン等の検討を進めているところでございまして、こうした準備が整い次第、順次発注してまいります。

なお、今後発注予定の事業については、仕様書を精査しまして、専門的知識が必要と見込まれる事業及び市内の登録業者数を勘案しながら、可能な限り市内業者への発注をしてまいります。

続きまして、災害対策、防災対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、防災体制についてでございますけれども、災害発生時には、地域防災計画に基づき、体制を整えることとしております。この体制につきましては、災害の状況に応じまして、レベル1としまして、総務部長を本部長とする情報連絡会、レベル2としまして、副市長を本部長とする災害警戒本部、レベル3及びレベル4として、市長を本部長とする災害対策本部を設け、対応することとしております。

次に、防災訓練の状況についてでございますが、平成20年度においては、6地区延べ約900人の参加を得ております。避難所の安全対策についてでございますが、地域住民の皆様にはハザードマップ作成時におけるワークショップの開催やマップの配布、あわせて市ホームページやお知らせ板により定期的な周知を行ってきたところでございます。万が一、災害が起こった場合の地域住民の避難につきましては、災害の種類や状況に応じまして、被災するおそれのない最も安全な施設を避難所に選定し、防災行政無線等により住民の避難誘導を行ってまいります。

以上です。

議長（黒沢義久君） 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 水道水のカビ臭の問題についてご答弁申し上げます。

まず初めに経過ですが、昨日もご答弁申し上げましたように、水府地区において8月24日に、金砂郷地区におきましては9月2日に異臭の通報が寄せられましたので、直ちに、浄水場の水源である山田川のそれぞれの取水口並びに山田川に合流する竜神ダムを調査し、強いカビ臭を感じました。このため、水質事故用に備蓄しております粉末活性炭を水で溶いて、それぞれの浄水場の着水井に投入を開始し、原水の水質改善を図るとともに、浄水の水質検査を実施しました。検査の結果、カビ臭のもとである2-メチルイソボルネオールが快適な水の基準値を超える値で検出されました。このため、竜神ダム管理事務所へ水質改善等の要望をした結果、湖水循環装置の24時間運転とダム放流水量の減量が行われ、9月7日の朝には山田川との合流地点におけるダ

ム放流水の異臭を感じなくなりましたので、翌日、原水並びに浄水の水質検査を実施しました。この結果、原水及び浄水ともに2 - メチルイソボルネオール(2-MIB)の検査値が基準値以下となり、異臭を感じなくなりました。

次に、県への対策要望等の内容についてでございますが、8月27日に竜神ダム管理事務所、9月3日に茨城県那珂水系ダム建設事務所に出向き、異臭発生の原因究明とダム水の水質改善並びに今後このようなことが起きないように浮遊物等の撤去を含め、根本的対策を講じるよう強く申し入れをしてまいりました。

次に、水質検査についてのご質問ですが、常陸太田市のホームページで公表しておりますように、水質基準法に基づく50項目、水質管理目標設定項目26項目、独自設定水質検査項目3項目について、それぞれ定められた頻度で水質検査機関に委託し検査を実施しております。特に、臭気についての検査につきましては、原水は取水口ごとに年1回、主要な配水管系の配水管末箇所には年12回、水質検査機関に委託するとともに、主要な配水管系の配水管末箇所については毎日、取水口及び浄水場については1日置きに職員の嗅覚により異臭等の確認を行っております。

なお、今のところ、カビ臭の原因となるジオスミンや2 - メチルイソボルネオールを自動で感知する装置は実用化されておられません。

続きまして、今後の対策についてでございますが、9月中旬にダム建設事務所よりこちらからの要請に対する報告がございます。その内容をよく検討しまして、最良な方法を要請してまいりたいと考えております。市といたしましては、今後につきましても迅速な対応が図られるよう原水監視の強化と資機材の充実を図り、安全・安心な水道水を供給してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(黒沢義久君) 26番宇野隆子君。

(26番 宇野隆子君登壇)

26番(宇野隆子君) 2回目の質問を行います。

後期高齢者医療制度の廃止を国など関係機関に求めることについて、もう1つは日米FTA自由貿易協定ですけれども、これに対する市長のご見解について伺いました。

後期高齢者医療制度につきましては、現制度を重んじつつ必要な措置を行っていくというようなことございましたけれども、先ほど私の1回目の質問の中でも、総選挙前の野党4党での参議院での制度の廃案の可決といったこと、それから医師会、老人クラブ会などの署名も非常に多く国会に出されていると。こういうご認識だけはぜひ市長さんにもお持ちいただいて、今後の対応に当たっていただきたいと思っております。

日米FTAにつきましても、これは市長さんの答弁どおり、日本農業の打撃というのは非常に統計的にも大きいということが出ておりますので、常陸太田市としましても動向を注視しながら、さまざまな機関を通して、国への働きかけを行っていきたいということですので、ぜひ積極的な働きをお願いしたいと思います。

まず、1点目の国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金による事業の地元優先の発注につい

てですけれども、15事業ありまして、先ほど全事業についてご答弁いただきましたけれども、例えば、学校整備工事、この洋式トイレ化改修事業ですけれども、小学校中学校とあるわけですが、これなら夏休み中に工事ができなかつたのかという思いもするわけです。

それから、テニスコート改修工事その他ありますけれども、これらについては外部への設計委託を今回市が自前でということで少しおけているということですのでけれども、自前ということは評価できますが、やはりその自前によって発注が出来るということはやはり避けなければならないと思うんです。ですから、やはり自前で行いながらも、やっぱり早目の発注に対する事業を行っていくと、この姿勢が大事だと思うんです。理由はわかりますけれども、やっぱりそういう早目の着手と言いますか、こういうことで予算執行をぜひ行ってほしいということが1つ要望です。

それから、観光イベント用備品購入費、これ里美のイベント広場への音響機器の購入ですけれども、8月27日入札執行されておりまして、先ほど部長答弁のように、契約事務規定によって、金額によって5社以上という規定の中で、市内3社・市外3社の6社によって入札されたということでありますけれども、確かに規定からすれば200万円以上ということで5社以上でなければならないということではありますが、今回の経済危機臨時交付金ですけれども、これはやはり地域経済の活性化ということも大きな柱になっているわけです。そういう意味では、3社の中でこういう指名競争入札ができなかつたのと。里美の業者さんも1社入っておりますけれども、今後のメンテナンス等々考えまして、3社で少し高い入札、落札額になったとしても、やっぱり地元の経済波及効果といった場合に、余り規定にこだわらずに、今回はそういう方法が検討されなかつたのかどうか、そういうことも含めてこれから入札に係る問題もこういう理由が挙げられてくる場合があるかもしれません。そういう場合もやはり地元優先ということで、今回の経済危機対策交付金はやはり活用するというような構えで、入札に関しては取り組んでほしいと思いますけれども、そのあたりでどうなのか伺いたいと思います。

平和事業についてはやや前向きなというような感じもいたしましたけれども、こういう事業を一つ一つ行いながら、市が平和を守る行政を進めてほしいと思うわけです。

1つだけ気になりましたのは看板のことですけれども、北側玄関の向かって左端、本当に端なんですけれども、先ほどは車からよく見える位置だということでありましたけれども、一段高い位置にまた高い塔が建っておりますから、車からほとんど見えないんです。それに市民も市の平和団体が8月に終戦記念日を挟んでパネル展など生涯学習センターで開いております、アンケートなどもっております、市ではこういう核廃棄廃絶平和都市ということで看板も掲げておりますが、こういうことをご存じですかということに、ほとんどの人が知らないと答えているんです。あそこはステンレス製できちんと建てたから、なかなか動かすのも大変でしょうから、今後こういったものを本庁舎にもう一つ目立つところに建てるというようなことも考えてほしいと思うわけです。それとやはり、ステンレス製でなくてもいいでしょうけれども、やはり支所にもやはりこういう核兵器廃絶平和都市という看板は掲げていくべきだと思うんですけれども、このあたりで道路から見やすい場所であるという認識はちょっと認められないかなと。やはり目立つ

とすれば、私なども行政視察で行きますけれども、大体玄関口の脇あたりの本当によく目立つところ、それが本当に目立つところだと思うんですけれども、こういことで、できればやはりもう1カ所、平和をアピールする、大事にするという意味でも看板を掲げてほしいと思いますがどうでしょうか。

大規模放課後児童クラブの分割についてはわかりました。今後、児童の安全、そして利用しやすい施設づくりのために、さらに努めていただきたいと思います。

在宅重度要介護慰労金の拡充について。これは非常に認識がずれているというか、介護者に対する苦勞がわからないという答弁であったかと思えます。認定審査も今度変わりました、介護1の方が要支援1、2ということになりましたけれども、介護1、2の方はある程度自分でも動けると。ですから、トイレに行くのにも手すりを伝えていく方もありますけれども、やはり介助が必要なんです。介助が必要だということは、毎日の生活の中で介護サービスも当然受けながら、それでも在宅に介護する人がいなければ、逆にある程度動ける人ですから、大変なわけです。これは、寝たきりの老人の方とは違う別な意味での苦勞もあるわけです。先ほど、重度者への介護慰労金、これは介護に対する勞をねぎらうために支給しているということですが、そうであれば、やはり介護3、4、5の方と、それから介護1、2の方は、それぞれ苦勞は違っても大変な思いというのは同じだと思うんです。私も試算してみたんですが、介護1、2の方、800人近くいるわけですが、この方たちに、例えば、3,000円支給するとしますと、それも全員ということはないですから、大体70%で見ますと、2,000万円ちょっとの予算なんです。そうすると、現在も2,000万円ちょっと支出しておりますから、その倍の予算になりますけれど、やはり介護1、2の実態は本当に大変なんです。ですから、そういう面では認識を変えて、ぜひ1、2の支給ができるような予算措置を行ってほしいと思います。

認識をもう一度伺いたいと思います。

新型インフルエンザ対策の強化については、今後非常に危惧されているわけで、一つ一つ先ほど質問いたしましたけれども、しっかりと行って、感染の拡大を防ぐために努力していただきたいと思えます。

この中で、厚生労働省が5日に、ワクチンの接種は予約制で負担額が6,000円から8,000円になる見通しということで、妊婦さんとか、基礎疾患がある方約5,400万人を対象として、接種費用は実費で行うことを決めております。このワクチン接種と接種費用についてですけれども、新型インフルエンザワクチンの接種が必要な市民に遅滞なく行われるように準備すること。それから、接種費用について、国に対して公費負担を求めていくこと。そして、国保の資格証明書発行の方は、発熱外来にかかろうと思っても、保険証がないとなかなか早期に医者にかかれなないということがありますので、やっぱり緊急に資格証明書の方にも保険証を発行する必要があるのではないかと思いますけれども、この点についてもご答弁をお願いしたいと思います。

それから、肺炎球菌ワクチン接種については、先ほどまだそれだけの効果が確認されていないということでありましたけれども、39の都道府県106の区市町村でもう現在行っておりまして、県内では東海村だけですけれども、この安全性効果は実際出ているわけです。そういう意味

では、前回の答弁でも安全性の問題はまだ確認されていない、研究過程だというようなことでありましたが、そうではなくて、やはり全国でもこういうことで公費で負担をしておりますので、もう少し調査をしながら前向きに考えていってほしいと思うんです。非常にこういうワクチン接種によりまして、医療費を削減しているというような事例もありますので、よろしく願いいたしたいと思います。

災害対策、防災対策については、非常に重要急務だということで述べました。そういう面で取り組んでいくという答弁がありましたので、これは了解いたしました。よろしく願いいたします。

それから、住宅用火災警報器設置の促進についてですけれども、消防長の先ほどの答弁で、私が伺ったのは9%という低い促進率、設置率である、これについてどう思うかということ伺ったわけです。それについてはご答弁がなかったんですが、なぜ低いのかということなんです。そういうことについて、どういう検討をされているのかということをもう一度ご答弁いただきたいと思います。

そして、設置率が茨城北共済など、今年度4,900世帯にも配布をするので、33%にはなるだろうということですが、それでもまだまだ低いと。私は65歳以上のひとり暮らし世帯、それから高齢者世帯には、ぜひ無料で配布していただきたいと思うのですが、この助成についてご答弁をお願いいたしたいと思います。

水道水の水質管理も、私も厳しく要望してまいりましたけれども、市水道部におきまして、これは県の怠慢でもあると思いますので、厳しく常にダム管理事務所と協議しながら、安全な水道水の供給を図ってほしいと。曝気についても、これまでは月曜日から金曜日までの1日大体7時間でしたけれども、今は24時間体制でやっておりますが、やろうと思えばやれるわけです。こういったこともきちんとさせて、浮遊物も撤去させて、ダムも1つの観光地になっていきますので、きれいな状態で、そして安全な水を供給する、このために努力をよろしく願いいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 地域活性化・経済危機対策臨時交付金による事業の地元業者優先の発注についての2回目のご質問にお答え申し上げます。

今後発注予定の事業につきましては、事業の仕様書を精査し、専門的知識が必要と見込まれる事業及び市内の登録業者数を勘案しながら、工事または物品等入札審査会の中で十分審議を行いまして、可能な限り市内業者への発注をしてまいります。

音響装置につきましては、先ほど申し上げましたように、200万円以上というようなことでございますので、その規定どおりに入札を実施したということでございます。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 平和事業についての再度のご質問にお答えをいたします。

この核兵器廃絶平和都市宣言につきましては、効果的にPRができるよう研究してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 在宅重度要介護慰労金の拡充についての再度の質問にお答えいたします。

この介護慰労金を実施している市町村は42市町村となっております。この中で、大部分の市町村では支給条件を付けておまして、要介護者が市町村民税非課税世帯に属する場合、それから要介護4、5に限定された65歳以上の在宅高齢者、また過去1年間に介護保険サービスを利用していない場合等の方々を対象としてございます。当市におきましては、所得制限はしておらず、要介護3の方、また介護保険サービス利用者についても対象としておりますことから、現時点での要介護1、要介護2の方への拡充については考えてございません。

〔「1と2の在宅介護者も、3、4、5の介護者と変わらず大変でいらっしゃるということで、労をねぎらうという意味でのそういう在宅介護での1と2の認識をどのようにお持ちなのか」と呼ぶ者あり〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 済みませんでした。介護1、介護2につきましても介護1につきましては、立ち上がりや歩行が不安定、一部介助が必要と。それから、介護2につきましても、起き上がりが自力で困難ということで介助が必要ということではとらえておりますけれども、現時点での拡大分につきましては、1、2については考えてございません。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） インフルエンザに関しましての国保資格証明書の方に保険証をとのことでございますが、現在におきましても、緊急に医療の必要性が発生した場合には、窓口等におきまして納税の相談を行いながら保険証の発行を行っておりまして、同様の対応により医療費の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 消防長。

〔消防長 菊池勝美君登壇〕

消防長（菊池勝美君） 住宅用火災警報器につきまして、2回目のご質問にお答えをいたします。

9%という現在の設置率でございますけれども、なぜ低いのか。また、今後どのような方法で検討されるのかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、いろいろな機会を得ましてPRをしているのが現状でございます。それが、地域の方々に浸透していかないのかという疑問が生じるわけでございますが、今後はまずすべての町会長さんのところにお伺いいたしまして、そこでまず町会長さんにPRをして、お願いをするということを実施していきたいと考えとります。

それから、高齢者に対する設置につきましては、現在のところ国及び県におきましても、助成制度を設けていないのが現状でございます。したがって、高齢者日常生活用具給付事業を有効に活用していただきたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 次、6番深谷秀峰君の発言を許します。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 6番深谷秀峰です。通告に従い、質問をさせていただきます。

その前に一言。我々議員の任期もあと10カ月余り。定例議会も今議会を含め残り4回となりました。残されたこれからの一般質問の機会をこれまで十分に質問し切れなかったことや、周りの状況に変化があったこと、そして、今まで答弁いただきました件に関して追確認する観点でこれからの質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、市有林の現況調査について質問をいたします。

調査結果と今後の対応について、ご答弁をいただきたいと思っております。

昨年9月の定例議会で、市保有の山林の管理と利活用についてという質問をさせていただきました。そのときの質問の趣旨は、本県で森林湖沼環境税が導入されて以来、市内の民有林を初めとする荒れた山林の間伐が進む中で、市の保有する山林の状況は一体どうなっているのか、管理計画はどうなっているのかというものであります。答弁は、急ぎ現地調査を行い、管理計画書、伐採計画書などの整備に取り組んでいく考えであるということで、今年度平成21年度当初予算で、市有林現況調査事業として予算計上され、現在、その調査が進んでいるところだと思っております。そこで、調査の中間報告を兼ね、現在までの進捗状況並びに今年度残された期間内のスケジュール等についてお伺いしたいと思っております。

また、市有林の面積は約350ヘクタールと広大で、しかもそれらが市内各地に分散している状態にあります。スギ、ヒノキが主体であってもそれぞれ樹齢に大きな差や地形上の問題があると予想されます。そうした中で、調査結果次第では、伐採時期に適した山林については、積極的な資産運用の点から伐採販売していく考えはあるのかどうか。そして、管理計画を検討していく上で、伐採、植林、育成という林業の基本的なサイクルを展開していく考えはあるのかどうか、まずお伺いしたいと思っております。

次に、学校林の現況と今後の利活用についてお伺いしたいと思っております。

この件に関しても、昨年9月の一般質問で取り上げさせていただきました。当時の小林教育長の答弁では、市内の学校林は小学校で2校、中学校で4校、計8カ所にあり、面積は18.32ヘクタールで、定期的に管理されているところと、ほとんど手を加えられずにいるところがあり、いずれの学校林も子どもたちの自然体験や環境教育などで活用されている状況はなく、現況のままでは学校の教育活動の中に取り入れていくことは大変難しい状況にあるが、何か活用の方法、あるいはアイデアがないか、学校、PTAと研究していきたいと考えているというものであります。

市内の学校林はそのほとんどが昭和20年代に国有林の部分林、分収林として始まったもので、将来の学校の基本財産となるように、また補修や改築の際の建築資材用の目的のため、当初は多

くの児童生徒や地域の人たちがその育成にかかわってきた経緯があります。時は移り、今や学校林で生産された材木が補修や改築の建築資材になるようなことはなくなってしまい、学校林の存在自体も人の記憶から忘れ去られようとしている現在、皮肉にもちょうどそれらが伐採時期に差しかかってまいりました。こうした時期に改めて学校林について考えてみる必要があるのではないのでしょうか。そこでまず、今議会の補正予算に計上された立ち木売り払い収入371万9,000円は学校林を伐採したものだということですが、予算計上に至るまでの経緯と内容についてお伺いいたします。

また、その他の学校林について、今後の伐採予定はどうなっているのか。そして、伐採した後の分収林の契約継続はどうなっているのかについてもあわせてお尋ねをいたします。これまでの伝統的な学校林は、地域の基本財産形成が主目的でありました。時代の移り変わりと合わせ、今ではその目的が豊かな森林を次の世代に引き継いでいくための森林環境教育の場とかわってきております。そうした中、国・県においても、目的の達成のために緑の少年団の活動推進とともに、学校林の整備について、さまざまな助成制度を設けております。これらを踏まえ、本市においてもこれからの新しい形の学校林のあり方を考えていく上で、担当課だけではなく、教育委員の方々や学校・PTA・地域の方たちを含めたより広い場で協議してはどうかと思っておりますが、今後の考え方をお伺いしたいと思っております。

次に、地域間情報格差の是正ということで2点質問させていただきます。

まず、携帯電話不感地域の解消についてであります。本市においては、その面積や地形上の問題から都市部と比較しても、また市内中心部と周辺部でも、情報通信面で大きな較差があります。その1つとして、携帯電話など移動通信の不感地域がまだまだ存在するというのであります。

我が国における携帯電話の普及率が今や80%に迫ろうとしている中で、また高校生など若い世代にとっては必須アイテムの携帯電話が地域によって利用できないというのは非常に残念なことです。そこで、本市における携帯電話の不感地域の現状は今どのようなになっているのか。そして、その解消策として、通信事業者に対し、どのような働きかけを行っているのかお尋ねをいたします。

次に、地上波デジタル視聴に伴う諸問題についてお尋ねをいたします。

この件については、前回の6月定例議会に引き続いての質問となります。

前回までの答弁で、難視聴世帯の問題については、受信可能な世帯や共聴組合に加入している世帯がある程度見込まれるので、昨年12月時点と比較すると、難視聴世帯は減少していると思われるということでありました。また、共聴組合への助成措置や技術支援については、国が原則として経費の2分の1を補助、残りの費用についてはNHKが1世帯当たり10万円を限度として7,000円を超えた分を助成する制度があるということでありました。

しかし、ここに来てまた新たな問題も出てきております。ご承知の方も多いと思っておりますが、9月10日付茨城新聞の1面に、県内9市町村の辺地1,265世帯が地デジ視聴困難で、関東総合通信局が各自治体に対策を要請と掲載されたように、デジタル電波の特性上、現在のアナログ放送は視聴できても地デジは受信できなかつたり、共同アンテナの大がかりな移設や改修工事が必

要なことがわかってきたのであります。先に、市内各所で行われた地デジ説明会の中でも、幾つかの共聴組合の役員の方から改修工事の見積もりをとったら、余りの高額のため個人アンテナで視聴可能な組合員が退会し、1世帯当たりの負担額が何十万円にもなってしまったという話があったそうであります。前回、6月時点では受信点を変えなければならないという状況はつかんでいるが、現在NHKに技術支援の依頼を行っている段階で、改修の工事費等については把握できていないという答弁でした。そこで、市としてはこのような改修工事等の現状を今どの程度把握しているのか。また、高額な自己負担が生じた場合、市独自に何らかの救済措置を考えていくのかどうか、あわせてお伺いしたいと思います。

以上、ご答弁をお願いいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 市有林現況調査についての中の調査結果と今後の対応について、学校林の現状についてお答えを申し上げます。

まず、市有林現況調査についてでございますけれども、現在、市有林につきましては、常陸太田地区及び水府地区の一部を除きまして、樹種、樹齢などを調査した森林財産台帳が未整備となっております。今回の現況調査は、里美地区、金砂郷地区、水府地区の一部の市有林、95万3,911平方メートルについて現地調査を行い、一筆ごとに樹種、樹齢を把握し、図面に表示するとともに、間伐の時期、伐採の時期等の管理計画書を作成するものでございます。平成21年6月25日に常陸太田市森林組合と業務の委託契約を行いました。工期は平成22年3月19日までとなっております。スケジュールにつきましては、現在調査員の確保や現地調査のための図面等の準備、調査エリアの確認、道順の確認等を行っているところでございまして、今月下旬から1月末までの予定で現地調査を実施し、その後に管理計画書を作成することとしております。

市有林の資産運用につきましては、今年度作成します管理計画書に合わせまして、太田地区、水府地区の一部を含めて、市全体の除伐、間伐、伐採計画並びに販売計画を来年度に作成することとしておりますので、この計画に基づき、昨年の9月議会で議員からご提言をいただきました立ち木のままでの販売も含めまして、市有林の資産運用を図ってまいります。

伐採後の管理につきましては、今後も植林、間伐、伐採のサイクルによりまして、管理してまいります。

次に、学校林についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在の瑞竜中学校、当時の河内中学校が昭和25年4月から平成22年3月の間、学校林としてきました町屋町富士山国有林の2.2ヘクタールと世矢中学校が昭和25年6月から平成22年5月の間、学校林としてきました真弓町屏風岳国有林1.3ヘクタールの2カ所につきましては、平成18年6月19日に茨城森林管理所より契約期間満了前の伐採の意向調査がございました。現地を調査した結果、スギを植林してから60年が経過し、資産価値があるとの判断から伐採に同意する回答をいたしたところでございます。このことによりまして、茨城森林管理所内での調整により、今年の5月に立ち木のまま販売され、その収益の80%に当たる371万9,520円が

売り払い収入となったものでございます。

また、現在の水府中学校，当時の高倉中学校でございますが，昭和28年9月から平成25年9月の間，学校林として上高倉町鍋足国有林2.9ヘクタールと当時の染和田中学校が昭和28年11月から平成25年11月の間，学校林としている東染町明神入国有林2.8ヘクタール，及び現北中学校，当時の金砂郷中学校が昭和28年9月から平成25年9月の間，学校林としている上宮河内町蜂巣国有林1.9ヘクタールの3カ所につきまして，同じく茨城森林管理所からの意向調査が平成19年5月24日にありました。これも現地調査した結果，一部生育のよくない箇所が見受けられましたけれども，スギ，ヒノキ植林後60年経過となる状況ですので，契約期間満了前の伐採に同意する回答をしたところでございます。その他の学校林につきましては，瑞竜中学校，水府中学校，里美中学校の3カ所があります。これらにつきましても，期限が到来すれば伐採の意向調査があるものと受けとめております。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校林の今後の利活用についてでございますが，学校での森林を生かした環境教育につきましては，現在市内の学校では，ヒラタケ，シイタケの栽培，あるいは炭焼き体験，校内や学校周辺の樹木を通しての学習等の取り組みを行っているところでございます。

また，里美中学校では森づくり実行委員会が行う「100年後の杜をつくりたい」事業へ生徒が緑の少年隊隊員として参加し，里美地区の植林地の下草刈り，チップ敷きなどの活動を行っているところでございます。このような教育活動を今後一層充実させ，学校における森林を生かした環境教育を推進させていきたいと考えております。

一方，契約期間の残っている学校林，瑞竜中学校，水府中学校，里美中学校につきましては，早急に学校林の現況を確認するとともに，森林を生かした環境教育として適しているのかどうか，環境教育として生かしていくためにはどのようなことができるのか等について見きわめながら，学校林の利活用について，学校やPTAと今後協議をしてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 地域間情報格差の是正についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに，携帯電話不感地域の現状についてのご質問であります。本年8月に現地調査をした結果，市内には現在不感地域としまして，上宮河内町，下宮河内町，赤土町，棚谷町，河内西町，上高倉町，里川町，小妻町，折橋町，大菅町，上深荻町，この11町内に約200世帯でございます。

次に，通信事業者への働きかけについてのご質問であります。市内全域の携帯電話不感地域調査結果を通信事業者へ情報提供を行っております。この1年間で8町内で約260世帯におきまして不感地域が解消してきております。今後も不感地域の解消に向けまして，通信事業者に対し引き続き強く働きかけを行ってまいります。なお，今年度も通信事業者から基地局の建設の予定計画があるということでの報告を受けておりますので，現在の不感地域約200世帯，これが

さらに少なくなるものと考えております。

次に、地上デジタル視聴に伴う諸問題についてお答えをいたします。

共聴施設の改修工事費等の現状につきましては、市内の改修の必要な共聴組合20のうち、現在NHKの技術支援による改修費の試算がなされている組合が8組合でございます。この中で負担額が最も少ない組合では1世帯当たり7,000円、最も多い組合では約25万円を超える試算がなされているという状況でございます。この1世帯当たりの負担額が多いのは、有線電気通信法等の設置届けが出されていないこと、加入世帯数が少ないこと等がその要因であると考えております。

本市独自の救済措置についてであります。現在NHKの技術支援による改修費の試算がなされていない組合が12ございます。さらに、新たな難視地域として、6地域が予測されておりますことから、今後もさらに状況把握に努める必要がありますので、これらの共聴組合の改修、新設などの状況や費用の総額などの試算額が明らかになった段階におきまして検討してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 6番深谷秀峰君。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 再質問をいたします。

学校林について、教育長の所見をお伺いしたいと思います。今、国・県では旧来型の伝統的な学校林から新しい形の学校林へと学校林のあり方を転換しているということをいろいろなところで言われております。県の緑化機構においても、学校林の設置として幾つかの条件を提示しております。要約すると、学校林設置の必須条件は植生あるいは種の多様性が特徴である里山であること、また土地所有者の理解と協力が要ること、活動では完結できない作業を補完するPTAや森林ボランティアが必要なこと等がある。最大の課題は単なる森林公園ではないということ、つまり管理実務体験ができる生産活動も行うことであると述べられております。

条件が5つ述べられております。1つは利用権の確保、2つは教員の自然環境教育としての知識と情熱、3つは作業を補完する支援組織、4つは地域社会と学校の教育連携、5つ目は地理的な適地条件。この適地条件の中では、学校から移動するため近いところ、交通危険場所を經由しないこと、平坦で区域内あるいは近くに危険な場所がないこと、教師の目の届く範囲の広さであること、管理に手のかからない林層にある程度仕上がっていること、雑木を主とした混合林であること、できれば小動物や地域特有の植物等があること、以上のようないろいろ条件がこれからの学校林のあり方の中で述べられております。これを考えた場合、先ほど答弁にありましたような市有林の現況調査を今やっているわけありますから、その結果次第では今市が保有している山林の一部を学校林として整備できないものかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

今までの伝統的な学校林は将来の財産形成という面で何ヘクタールもの広大な土地を要しました。ただ、これから森林環境教育ということを最重点とするのであれば、本当に狭い範囲で可能なわけあります。これについて、私は今契約中のもしくは伐採が済んだ学校林は一たんその時点で解消してもいいと思うわけあります。ただ、新たな学校林をこれから整備していく方向で

検討していただきたいということで、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

もう一つ学校林の存在が欠かせないという理由として、これから、小中学校の統廃合が進んでまいります。学校林の活動支援を通して、学校、PTA、地域の新たな連携・連帯を醸成する意味では、やはり学校林というのは1つの核になるのではないかと思うわけであります。これらについてもご答弁願いたいと思います。

世界的に森林の持つ広域機能の重要性が強く叫ばれている現状でありますから、林野率65%の本市においては学校林を整備しないというのは私は非常にもったいない、そして残念なことだと思うわけですが。教育長のご所見をお伺いいたします。

地デジについて、大久保市長のご見解をひとつお伺いしたいと思います。

先ほど答弁にあったように、個人負担7,000円から30万円近くという非常に大きな差があるわけであります。これを情報格差と言わずして何というのでしょうか。私は携帯電話や高速ブロードバンドは幾ら普及率が上がったといえ、ある程度限られた範囲の中での情報通信だと思っております。しかし、テレビの視聴というのは子どもからお年寄りまで万人に公平にあってしかるべきものだと思います。

茨城新聞に載ったように、県内9市町村で新たな難視聴地域があるだろうということであります。どうか、それらの首長さんと一致協力して国に強い要望をしていただきたいというのと合わせて、ぜひとも高額な個人負担を市民に負担をかけないような市の支援策をできるだけ早く検討していただきたいと思うわけであります。

最後に市長のご見解をお伺いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 地デジの難視聴対策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、担当部長が答弁しましたように、市内の組合組織でのアンテナを立地しているところが20組合、そして新たに難視聴地域として出てきたのが6地域ということで、全体では26地域の改善設置がないことには地デジは見られないという状況に今なっております。そのうち、個人負担が7,000円から30万円近くという状況になっているのも事実であります。

個人負担の金額が多くなっているところは、前回、地デジではなしにアナログ放送の共聴アンテナを立てたときに、それがきちっとした技術基準に達していなくて、それを直さないことには今回地デジにするために、国の2分の1の補助が得られない。従来のアンテナを直すための費用がかさむということで、個人負担が大きくなっているということが大部分であります。一方では、今回の電波の変更によって、今まで難視聴区域であったところが視聴できるという地域になって、組合を構成している人数が少なくなった、そのために1人当たりの負担額が大きくなっている、そういう状況が今あります。

いずれにしましても、市内全域でこれを見られるという条件を整えることが必要でありますので、今、それぞれの地域でまだ3地域しかどれぐらいの金額がかかりそうかということが詰めが終わっていませんので、早急にそのことを詰めた上で、総額で幾らになるのか、あるいは個人負

担のばらつきはどうか、そういうことを見きわめた上で、市としても補助すべきところはしていく必要があるだろうということで、まずはその検討のもとデータになる財源、金額も含めてですが、そのことを確認をした上で判断をしていきたいと思っております。

私としては、この際、全地域が見られるような方向で市の助成事業といいますか、そういうことを検討すべきだと判断しているところでございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校林の活用の質問についてお答えいたします。

私は自然豊かなこの常陸太田市で森林を生かした教育を推進していくことは、大切であるというようなことで認識をしております。ただ、現在残ります3校の学校林につきましては、先ほども申し上げましたように、瑞竜中、水府中、里美中でございますが、学校から離れているというようなこともございます。そのようなことで、できれば学校の近くにそういう教育活動のフィールドがあればいいなということで考えておりますので、また今後そのような場合、活動を行うに当たっても、子どもたちの人数がどんどん減っていく中で、本当にそれが可能なのかどうかということも勘案しなければなりません。そして、そういうフィールドが学校近くにどんなものがあるのか、あるいは協力体制がどのようにもらえるのか、そのようなことも勘案しながら、全校で緑の少年団が結成されておりますので、そのような活動の一環としてできないかどうかについても検討してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番深谷渉君の発言を許します。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2番公明党の深谷渉でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、政権交代による今後の市政運営についてでございます。

第45回衆議院議員選挙で民主党が圧勝し、日本は政権交代という政治の大きな転換を迎えました。この転換はそのまま今後の常陸太田市の行財政運営や私たち市民生活にも直接影響してくることとなります。今回の政権交代という国民の選択は、与党には不満、民主党には不安をいただきながらも、どちらもどっちだが、一度は民主党にという選択をした消極的な選択ではなかったのではないのでしょうか。

市長は、今回の政権交代という政治転換をどのように受けとめておられるのか。本市の自治体運営や市民生活に直接影響してくると思われる事項を踏まえながら、ご所見をお伺いいたします。

今回の選挙は、今までの選挙と違った特徴的なことがありました。それは、全国知事会や政令指定都市の市長会が各党のマニフェストを評価し、特に地方分権改革に関する評価を中心に積極的な発言や行動があったことです。焦点となった地方分権改革、その先にある新しい国の形である道州制がクローズアップされました。そこで、市長はこの地方自治のあり方に関して、その将来像をどのように描かれているのかお伺いいたします。

2つ目に市民の命を守る対策についてでございます。3点お伺いいたします。

新型インフルエンザ本格的流行に向けた本市の取り組みについてでございます。昨日と今日も同様の質問があり、重複をお許しいただきたいと思っております。新型インフルエンザの感染が急速に拡大していることは周知の事実でございます。8月末の週には、学校などで発生した集団感染件数が1,330件に上りました。これは、前の週の1.5倍になります。また、8月23日から29日の1週間にインフルエンザを原因とする休校や学年・学級閉鎖などの措置をとった小中学校、高等学校、保育所、幼稚園は32都道府県278施設に急増し、1週間前に比べ3.6倍に上ります。厚生労働省が8月28日に発表した流行シナリオでは、9月下旬から10月に流行のピークを迎え、1日当たりの新規発症者数は約76万2,000人に、入院患者数は約4万6,400人に達すると推計しております。厚生労働省は9月6日に新型インフルエンザA/H1N1型の接種を国と委託契約を結んだ医療機関に限って行う方針を固めて、ワクチンの接種優先順位も決定しております。

私は、昨年4月の第4回定例会で強毒性のH5N1型の新型インフルエンザ対策についてお伺いいたしました。そのときのご答弁では、本市独自の新型インフルエンザ対策行動計画は策定されておらず、本年3月末までに行動計画を取りまとめるとのことでした。そこで、その行動計画をお示ししていただきながら、以下の点について具体的にお伺いいたします。

1つ、本市における国・県医療機関との情報共有と連携体制について。2つ、高齢者の多い介護、福祉施設での集団感染を防ぐ対策について。3つ、学校、保育現場での予防対策、流行が起きた際の取り組みについて。特に児童生徒の健康管理と症状が出た場合の適切な対応。保護者、学校、関係機関との連携、連絡体制。マスク、消毒薬の十分な確保についてでございます。4つ目が、基本的予防のための市民、地域、事業者への啓発活動についてでございます。5つ目が、市職員への感染が広がった場合の行政の日常業務の維持計画についてでございます。

これらの質問は、前回前々回の重複しておりますので、ご答弁を割愛させても結構でございますので、何とぞ違う箇所のご答弁をよろしくお伺いしたいと思います。

市民の命を守る対策についての2点目でございます。無料クーポン券とがん検診受診率の向上についてでございます。公明党が主張して実現した乳がんと子宮頸がんの無料クーポン券が本市でも8月に対象者に女性のためのがん検診手帳とともに発送されています。公明党茨城県本部でも女性局が中心となり、本年上半期に県内9会場で女性の健康フォーラムを開催し、会場に入り切れない盛況ぶりで開催されました。その中で、女性の医師などを招き、専門家の立場から講演をいただきました。私も聞かせていただき、女性のがん検診、特に子宮頸がんの検診の重要性を実感いたしました。統計によれば、日本では1日に約7人の女性が子宮頸がんによって命を落し

ています。しかも、最近顕著になってきたことは、20歳代から罹患率が著しく高くなっているのです。

私は、子宮がんには、子宮体がんと子宮頸がんがあり、その明確な違いなどという認識はありませんでした。この2つのがんは原因も治療法も全く違うがんなのであります。子宮頸がんはHPVヒトパピローマウイルスという感染が原因で発症いたします。しかし、検診ではがんになる前の状態、前がん病変を発見できるのです。その状態で発見できれば、まだがんになっていませんから、とても簡単な治療で済んでしまいます。ですから、定期的に検診を受けることが非常に重要なのであります。日本ではこのことが余り理解されていないのが現状であるということを強く先生は主張しておりました。この乳がんや子宮頸がんの日本における検診の受診率は、欧米の70から80%に比べ、日本は20%前半と受診率が低迷しているのが現状であります。

国立がんセンター対策情報センターによるデータから、平成18年度の本市の子宮頸がんの検診受診率は10.8%です。無料クーポン券の発行をきっかけに今後の受診率が高くなることを期待しますが、その他の本市として検診受診率向上に向けた対策についてと受診率の低さについて、どのように考えているのかお聞かせください。

市民の命を守る対策について、3点目でございます。Hibワクチン接種の公費助成についてでございます。Hibワクチンはインフルエンザ菌b型Hibによる乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンです。現在、世界100カ国以上で利用され、90カ国以上で定期予防接種され、効果を上げております。国内では、昨年12月に任意接種ができるようになりました。この細菌性髄膜炎は、国内では年間1,000人の子どもたちが自然感染で発症し、患者の25%が知的障害や聴覚障害の後遺症が残り、約5%が死亡するという深刻な病気です。日本ではこのHibワクチンは任意接種のため、費用負担が計4回で約3万円と高額になります。そして、ワクチンの安定供給体制の確保という問題もまだあります。

子どもたちの命を守るには早急な対策が必要です。地方の自治体ができることは、まず、このような深刻な病気があることを周知するとともに、Hibワクチンの公費助成を行うことが求められると思っておりますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、温室効果ガスの削減についてでございます。

1つ目は、太陽光発電導入に対する補助制度についてでございます。太陽光発電協会が今年の8月20日に発表した太陽電池の出荷統計によると、4月から6月期の太陽電池国内出荷は発電力ベースで前年度同月比82.5%増の8万3,260キロワットと、四半期としては平成17年10月から2月期以来、3年半ぶりに過去最高を更新しました。しかも、この出荷量の9割は個人住宅向けでございます。公明党は、世界最高水準の技術を持つ環境分野への戦略的投資を経済成長につなげ、21世紀型の新しい産業社会を創出しようと日本版グリーンニューディール政策を推奨し、施策へ反映させてきました。本年1月に政府は、住宅向け太陽電池への補助金制度を復活させ、また、住宅に設置した太陽電池が発電した余剰電力を従来の2倍の価格で買い取る制度を年内にも導入する計画でございます。

これらの制度と地方自治体の独自の補助制度が、国民の温室効果ガス削減制度への意欲の高ま

りと相まって、大きな後押しになっているとの評価であります。現在、本市には補助金制度はありませんが、昨日の同じ質問で来年度この制度の助成を行うと言明されました。そこでここに至るまでどのような検討がなされてきたのか、その内容をお伺いいたします。また、補助内容の詳細が詰まっていれば、お聞かせください。

2点目でございます。生ごみの現状と減量化についてであります。家庭から出る可燃物に生ごみが占める割合は自治体でまちまちですが、30から50%前後が多いようです。したがって、生ごみを減らすことが自治体のごみ減量対策に大いに寄与します。本市でも、生ごみ処理容器等設置事業で補助金を出して、生ごみ減量に取り組んでおります。コンポストや電気式生ごみ処理機器の普及の現状と家庭用可燃物に占める生ごみの割合をお聞きいたします。

都市部などでは公営の団地等に大型の生ごみ処理機を貸し出して、家庭用生ごみの全量資源化を推進しています。処理された生ごみは堆肥として近くの農家に引き取られているそうです。本市でも、市営住宅や団地に協力を呼びかけ、大型の生ごみ処理機の貸し出しを行い、ごみ減量化、温室効果ガス削減の啓発として、設置を考えてみてはいかがかと思いますが、ご所見をお伺いします。また、本市として生ごみの堆肥化の現状をお聞かせください。

3つ目は、緑のカーテンの普及についてでございます。

今年も市各庁舎で緑のカーテンが実施されました。本庁舎の南側は、残念ながら十分成長せずカーテンにならなかったようですが、この緑のカーテン、ご存じのように窓面や壁面に垂らしたネットなどにつる状の植物をはわせた自然のカーテンです。意識してみると、市内のところどころでよく見かけるようになりました。アサガオやゴウヤ、ヘチマなどもあります。緑のカーテンは、太陽熱を遮るだけでなく、植物の気化熱を利用し、室内の温度を下げるができるのであります。山口県山陽小野田市では、身近な温暖化対策として普及に力を入れています。そして、緑のカーテン写真コンクールを実施しています。多くの団体や個人が応募しているようです。小学校などで取り組んでいると、本来の目的である教室が涼しくなったという意見のほか、児童への環境教育や植物への関心も高まり、教育的効果があると関係者は語っております。本市でも写真コンクールの実施で緑のカーテンへの関心を高め、地球温暖化対策への意識向上を楽しく図ってはどうか。ご所見をお伺いいたします。

最後、4点目の質問であります。財政の健全化判断比率についてでございます。

本市の健全化判断比率の改善点について。財政健全化判断比率の財政指標の公表は、平成19年度決算から実施されました。計画策定の義務づけは今回の平成20年度決算から適用されます。計画策定が義務づけられていない平成19年度決算では、財政健全化団体は40市町村、財政再生団体は3市村でありました。計画策定が義務づけられた今回の平成20年度決算では、8月末の速報によりますと、財政健全化団体は18市町村で22団体が減りました。財政再生団体は、ご存じのとおり夕張市だけになり、全国的に改善しているようであります。

本市においても、今回の定例議会で健全化判断比率の報告がありました。そして、平成19年度よりも平成20年度は実質公債費比率や将来負担比率が改善されたことは理解できますが、どこがどう改善されたのか、私の勉強不足なのでしょう、全くわかりません。財政の健全化判断比

率の指標は議会の議決を経て公表されます。今回のように改善されても、また反対に悪化しても、どの部分の数字が改善や悪化したのかを確認できません。

調べてみると、実質公債費比率は15の数字から成り立っております。また、将来負担比率は20の数字から成り立っています。しかし、これらの数字は私にはかなり手ごわい数字であります。既に、これらの数字を網羅した総括表ができてはいるはずでありますので、それに基づいた今回の改善点をわかりやすくご説明ください。また、実質公債費比率、将来負担比率の今後の見通しはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

次に、議会報告と市民への公表方法についてでございます。来年度からは、健全化判断比率の議会報告時に、補助資料として、総括表や決算カードの早期提出をお願いしたいと思います。これらを経年的に見れば、改善点、悪化した点がよく見えてきます。ご所見をお伺いいたします。

また、議会の議決を経た後の市民への公表ですが、去年は11月の広報紙に掲載されました。しかし、議会の報告のように本市の数字と健全化基準等の数値があるだけです。これらの数字は県や全国の平均数値などを掲載し、比較検討して初めて生きてくる数字ではないのでしょうか。そうしていただければ、市民の興味も多少出てくると思います。ご所見をお伺いいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わりにします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 政権交代による今後の市政運営についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

まだ、政権が確立され、具体的な施策が公表されている段階ではございませんので、民主党の政権公約の項目である程度判断のできるものについて申し上げることをお許しをいただきたいと思っております。新政権の発足後に早急に検討して実施が予想されるものとしましては、1つ目といたしまして、国家戦略局、行政刷新会議、国と地方の協議の場の設置、2つ目としまして、平成21年度補正予算の減額、3つ目として、自動車関係諸税の暫定税率の廃止、4つ目として、直轄事業負担金の廃止、5点目が子ども手当の支給、6点目として公立高校の実質無償化や私立高校生に対する助成などが上げられます。また、来年度以降に実施が予想されるものとしましては、後期高齢者医療制度の廃止、高速道路の無料化、補助金廃止と一括交付金の創設、そして農業の戸別所得補償などが上げられるところでございます。

これらの中で、直近に影響があると予想されるものとしましては、国の平成21年度の補正予算の凍結でございます。本市におきましても、地域活性化・経済対策臨時交付金にかかわります事業を予算計上しておりますことから、早急に方向性を示し、地方に混乱が起きないように対応してもらいたいと考えておるところでございます。

また、自動車関連諸税の廃止等につきましては、これらを原資といたします地方譲与税等がなくなることによりまして、実施された場合、地方の道路整備が進まないことが危惧されます。極めて厳しい地方の財政状況の中、道路の整備を図るため、代替財源を示すことなく安易に廃止すべきではないと考えております。

また、医療保険制度につきましては、被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的に運用を図るとしております。一元的運用の方法など具体像は不明確であります。少なくとも都道府県単位で行うものであるならば、市町村にとってはよい方向であると考えております。一方、世帯間や高齢者間の不公平の解消を目指して定着しつつある後期高齢者医療制度を廃止することにつきましては、廃止をした場合、その財源8,500億円の手当ての内容、あるいは被保険者を初め、現場に大きな混乱が生ずること、運営に支障が出るのが懸念されます。本制度については、改善すべき点は改善をして、現行制度の定着に努めることが大切ではないかと考えております。

今後、新政権が成立し、具体的な政策が実施されることとなりますが、本市に与える影響等を注視しながら適切な対応をしてみたいと考えているところでございます。

次に、政権交代によります地方分権改革、地方自治の将来像についてのお尋ねがございました。

民主党の政権公約、政策におきましては、政党が責任を持つ政治家主導、官邸主導の政治という政治システムを構築して、中央集権体制を抜本的に改め、地方主権国家への転換、あるいは事務事業の権限と財源を地方に大幅に移譲するとしております。しかしながら、地方分権をいかに実現するかについて、これも税財源の裏づけや周知目標、スケジュールなどが具体的に示されておられません。国と地方の税源配分5対5の実現、地方消費税の拡充、地方交付税の復元・増額などに言及されていないため、地方分権の実現に危惧を抱く次第であります。新政権においては、今後早急に国と地方との協議をする場を設置するとともに、地方の実情をよく見て、地方自治体の声を国の政策に反映させていただきたいと考えております。

次に、道州制につきましては、国、道州、地方自治体の三層構造となり、日本全体の活性化や国と地方の二重行政の解消などが期待されるところでございます。また、実施する際は国と地方の役割分担を明確にし、国の出先機関の廃止・縮小を実現するとともに、地方の税財源の充実を図ることを前提として進めてほしいと思います。

なお、地方自治体におきましては、現場に密着した課題解決のために企画力や相違・工夫をする力が必要となってくると考えます。地方自治体におきましては、道州制を実施する前に地方分権改革による事務事業の権限と大幅な財源の移譲を優先して実施していただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 市民の命を守る対策についてお答えいたします。

最初に、新型インフルエンザの本格的流行に向けた本市の取り組みについてであります。1点目の国・県・医療機関との情報共有につきましては、国が新型インフルエンザに対する症例定義や対応策について決定がなされれば、県を通じて、市や医療機関に電子メールやファクスにより迅速に情報が提供される体制が整えられております。また、県との連携体制につきましては、県内で初の患者の発生を受けて、市医師会の協力により市内の6医療機関において、仮に市内で発生した場合にその初期から独自の発熱外来を設置する準備を整えたときも、常陸大宮保健所よ

りインフルエンザ迅速診断キット、マスク、防護服などの提供もされる態勢ができておりました。さらに、県と市の間には、新型インフルエンザに限らず、健康危機管理体制として各種の感染症が発生した場合に、迅速に対応ができるよう休日や昼夜を問わずの連絡体制が常陸大宮保健所と健康づくり推進課の間に構築されており、今回の新型インフルエンザの発生にも連絡体制として活用されております。

2点目の高齢者の多い介護福祉施設での集団発生を防ぐ体制についてでございますが、介護保険施設等の社会福祉等につきましては、県の担当課より集団発生の予防及び発生時の対応について個別に対応がなされておりますが、市といたしましても福祉事務所より各施設に対し、集団発生の予防及び発生時の対応について改めて周知をし、注意の喚起をいたしております。

3点目の学校、保育現場の予防対策、流行が起きた際の取り組みについて、保育園についての対応をお答えいたします。予防対策といたしましては、登園時や保育時の児童の健康観察、手洗い、うがいの徹底、テーブル、遊具類の消毒及び日干し、3歳児未満児の部屋に加湿空気清浄機の設置などを行っております。流行が起きた際の現在の新型インフルエンザに対する対応ですが、集団発生のみについても対応をすることになっており、その基準は1週間以内に同じクラス等の同一集団で2人以上のインフルエンザ様疾患の患者が発生した場合とされており、保育園もその基準に従い、2名以上の発生があった場合は休園等の措置をとってまいります。

保護者関係機関との連絡体制でございますが、保護者には、家庭での予防や園児が発症した場合の対応等について継続的に連絡してまいります。関係機関につきましては、2名以上の発症があった場合には、保健所及び県子ども家庭課へ連絡するとともに、必要な協議等を行うこととなっております。マスク、消毒液の確保についてでございますが、各保育園に手指消毒液を配備いたしております。また、マスクにつきましては、保育園に登園後に急にせきや発熱等の症状を発症した場合に他の園児への感染を予防する緊急用の備えをいたしております。

4点目のご質問につきましては、申しわけございませんが、2人の議員さんに答弁した内容と重複しておりますので省略をさせていただきます。

5点目の、新型インフルエンザが流行し、市職員にも多数の感染者が発生した場合の市役所の業務維持計画の作成についてお答えいたします。

行政機関の業務維持計画は、新型インフルエンザ発生時に職員の40%程度が欠勤をしたと想定をし、市役所の業務を縮小し、最低限必要な業務を優先して継続するための計画でございます。現在、茨城県においては、県としての業務維持計画を年度内での作成を目指しており、県内の市町村で維持計画を策定している自治体はございません。本市におきましては必要となる計画でございますので、新型インフルエンザ対策会議や関係各課とともに作成を進めてまいりたいと考えております。また、業務維持の対策といたしまして、5月15日に対策本部といたしまして、庁内情報システムにより市職員に対し感染予防の注意喚起を行うとともに、1階窓口などに職員への感染予防対策として手指消毒液の配置もいたしました。

続きまして、無料クーポン券による女性特有のがん検診の受診率の向上についてお答えいたします。

本市におきましては、いち早く8月10日より乳がん及び子宮がんに対する無料クーポン券の該当者の方々に送付をいたしております。乳がん検診につきましては、無料クーポン券の該当者に数多くの検診を受けていただくため、例年の検診日程の時間を延長するとともに、土曜日、日曜日を含む新たな検診日を7日間追加いたしまして、現在予約を受け付けており、順調に検診の予約が伸びてきております。さらには、現在の予約がいっぱいになれば、年度末に検診の追加を行う計画も検診機関との間で整っております。

次に、子宮がん検診につきましては、医療機関での検診も可能でございますので、市内の検診可能な医療機関が1つございます。子宮がん検診は一度に数多くの方が受診できることから、積極的な協力をお願いし了解をいただいております。今後検診の予約状況を見ながら、積極的な受診勧奨を進めてまいります。

次に、H i b ワクチンの接種の公費助成についてお答えいたします。小児のかかる細菌性髄膜炎の起炎菌の約50%がb型インフルエンザ菌H i bであるといわれております。この細菌性髄膜炎を予防するワクチンとしてH i b ワクチンが平成19年1月26日に厚生労働省によって製造販売が承認されました。WHOは平成10年に乳児の定期予防接種に加えるべきとの見解を出しておりますが、日本におきましては、乳児の定期予防接種には加えられておりませんので、実費による接種となります。また、使用の実績が乏しい状況でございます。今後ワクチンの接種の助成につきましては、また国内での認可から日が浅く、使用実績が少ないワクチンでございますので、使用実績や国の動向等見ながら、少子化対策の観点なども踏まえて検討課題とさせていただきます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 幼稚園、小中学校での新型インフルエンザの予防対策、流行が起きた際の取り決めについて、お答えいたします。まず、幼児、児童、生徒の健康管理と症状が出た場合の対応についてでございますが、幼稚園や小中学校では、毎朝、幼児、児童生徒の出席をとる際、一人ひとりの健康観察に努め、健康状態の変化を見逃さないようにしております。万が一発熱などの症状のある児童生徒につきましては、無理をせず、登校しないで医療機関に早目に受診することを勧め、その症状の把握に努めております。

また、幼児、児童生徒がかかりつけの医療機関でインフルエンザA型などと診断された場合には出席停止の措置をとっております。もし、同じ学級で1週間以内に2名以上の感染者が出た場合には、常陸大宮保健所や学校医と協議し、学級閉鎖等の措置をとることなどとして、インフルエンザの感染拡大の予防を図ることとしております。

次に、保護者、学校機関との連携、連絡体制についてであります。教育委員会といたしましては、学校から感染者の報告を受けた場合、その情報を的確に把握するとともに、大宮保健所と連携をとって、対応等の指導を受け、該当校に対応について指導をしているところでございます。あわせて、関係課とも連絡を密にして、さらに、県教育委員会等あるいは関係機関にも発生状況等をその都度報告しておるところでございます。

最後に、マスク、消毒液の十分な確保についてでございますが、マスクは個人貸与としておりますが、消毒液につきましては教育委員会が各幼稚園、小中学校へ消毒液を配布したところでございます。また、各学校でも消毒液や石けん水を配備しております。今後とも予防策としまして、何と申しましても学校、あるいは家庭での手洗い、うがいの励行、せきエチケットの実行、人込みに出かける際のマスクの携行を児童生徒等に指導を徹底していくことが大切でありますので、その徹底に努めてまいります。また、あわせて保護者に対しましても協力依頼を行い、インフルエンザの感染防止に努めてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の温室効果ガス削減についてお答えをいたします。

まず、1点目の太陽光発電導入に対する補助制度についての中で、これまでに至る検討の経過でございますが、昨年策定した地域地球温暖化対策地域推進計画策定の中で、委員から市の特徴である森林面積の多さを生かした一酸化炭素の排出量取引システムの研究や風力発電施設の誘致により得られる財源による環境の整備を図ることを提言されております。また、計画書の排出項目にも、再生可能エネルギー活用の推進として記載をしているところです。市としましても、厳しい財政状況の中で、市単独事業については難しいと判断し、この間、排出量取引システムや助成制度について研究をしてきたところでございます。その結果、平成22年度から補助制度について取り組みの準備を進めているところでございます。

また、補助事業の内容についての質問がありました。今後、さらに助成について詰めの協議をしていくこととなりますが、他市町村の状況を参考に調整の中身については整理をしてまいりたいと思います。

次に、2点目の生ごみの現状と減量化についての中で、生ごみ処理機の普及の現状でございますが、平成20年度はコンポスト52件、電気式26件の78件を助成しておりますが、平成3年度からの累計では3,389機となっております。また、平成20年度市清掃センターに搬入焼却された可燃物は1万5,330トンでありまして、年々減少をしてきております。そのうち、家庭から排出される野菜くずなどの厨芥類は2,837トンで18.5%の割合となっております。

続いて、大型生ごみ処理機の貸し出しについてでございますが、都市型のシステムでありまして、市の地理的条件を考えた場合導入については難しいと判断をしているところです。しかし、ごみ減量化を図らなければならない現状において、現在、市が進めている生ごみ対策を充実させるために参考とさせていただきたいと思います。

次に、生ごみの堆肥化の現状ですが、手軽に取り組みめる生ごみ処理機による堆肥化が主流となっておりますが、消費者懇話会はEM菌によるぼかし堆肥の普及を推進しておりまして、市としても普及について検討をしているところです。

また、里美給食センターから出る1日当たり60キロの厨芥類について、里美クリーンセンターにおいて、汚泥との混入で堆肥化を図っており、1日6袋、1袋90キロでございますけれど

も生産をしております。一部の農家において試験的に使用をしていただき成果を試しているところでありまして、近々「エコ堆肥さとみ」の名称で正式登録をする予定でございます。

3点目の緑のカーテン普及についての中で、写真コンクール実施の質問がありました。緑のカーテンにつきましては、地球温暖化対策地域推進計画を策定する中で、委員から慎重な意見が出されたものであります。ゴウヤやアサガオなどを育てる際に水道水を使用するため、CO₂削減効果に疑問があるとのことで推進項目から除いた経緯があります。このため、市としては、緑のカーテンの積極的な普及啓発を行っておりませんが、企業、学校、家庭などで、自主的な取り組みが行われている現状もございます。そして、実際に室内温度が二、三度下がる検証結果もあり、活用の仕方によっては効果があるものと思われ、環境学習にはよい教材になるものと考えられますけれども、市といたしましては、市民の参加を得て策定した地球温暖化対策地域推進計画の推進項目5点について、当然重点的に推進をしてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長(川又善行君) 財政の健全化判断比率についての2点のご質問にお答えいたします。

平成20年度決算に基づき、算定いたしました健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、昨年度と比較いたしますと、いずれの比率も減少または該当なしとなっております。具体的に申し上げますと、実質赤字比率につきましては、4億7,016万6,000円の黒字で決算しておりますので、昨年度に引き続き該当がございません。連結実質赤字比率につきましても、水道事業会計、国民健康保険特別会計などすべての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、昨年度に引き続き該当がございません。

実質公債費比率につきましては、公営企業等への負担も含めた実質的な公債費の標準財政規模に対する割合を3カ年平均で算出したもので、13.7%となっており、昨年度より0.5ポイント減少しております。3カ年平均で算出しますので、平成19年度の比率は平成17年度から平成19年度の平均値、平成20年度の比率は平成18年度から平成20年度の平均値となりますことから、平成18年度と平成19年度の指数については同じ数値を用いますので、改善された要因を見る場合には、平成17年度と平成20年度の比較となります。こうした中で、改善された要因でございますが、平成17年度に対して平成20年度の公債費が1億7,712万8,000円減少となったこと、基準財政重要額に算入された元利償還金が1億2,249万8,000円増加したことによるものでございます。

次に、将来負担比率につきましては、公営企業等への負担を含めた実質的な市債残高の標準財政規模に対する割合で、これにつきましては78.6%となっており、昨年度より13.1ポイント減少しております。この将来負担比率につきましては単年度の算出となります。改善されました要因としまして、市債残高が9億7,882万6,000円減少したこと、退職手当負担見込額が3億1,545万1,000円減少したこと、普通交付税が2億1,628万3,000円増額となったこと、市債現在高に係る基準財政需要額が1,965万7,000円増額となったこと、公債費への充当可の資金残高が7億6,222万8,000円増えたことが大きな要因となっております。

また、資金不足比率につきましては、いずれの事業会計においても資金不足額がなく、昨年度に引き続き該当はございません。なお、いずれの比率も早期健全化基準を下回っておりますので、現在のところ本市が財政再生団体、あるいは早期健全化団体となる可能性は極めて低いものと認識しております。実質公債比率や将来負担比率の見通しについては、比率の分母中、約6割を占める普通交付税が今後も不透明な状況でありますけれども、引き続き市債の発行の抑制によりまして、これらの比率はさらに改善されるものと想定しております。

続いて、来年度からの議会への報告についてでございますが、決算カード及び健全化判断比率等の算定の基礎となる数値を参考資料として提出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、市民への公表につきましては、現在、広報紙やホームページなどを活用しまして、比率を公表しているところでございますけれども、全国平均や県内市町村平均との比較につきましては、国・県の発表時期が遅ければ前年度の数字を使って比較するなどして、わかりやすい公表に心がけてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 2番深谷渉君。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2回目の質問に入ります。

ただいまご答弁大変ありがとうございました。

最初に、政権交代による今後の市政運営についてであります。

今、市長から慎重かつ丁寧なご答弁がありました。今、自治体の民主もうでが行われ、全国の自治体の首長さんが新政権への距離を縮めようと手探りを始めている状況です。あすの新政権発足後からさらにその流れが激しくなるのはだれもが予想するところであります。政権交代であろうと市長には市民の福祉の増進に陰りが出ることはないよう、そしてまた地域経済活性化のために、正しいかじ取りをよろしく願いしたいと思えます。

地方自治の将来像についてお伺いさせていただきました。公明党としても地域主権型道州制の推進をする立場でございます。地域の活性化、住民本位の行政の実現、そしてまた国と地方の二重行政の解消などが期待されるものであります。今後は新政権の対応を十分見ていきたいと考えております。

2つ目に、市民の命を守る対策についてであります。

インフルエンザの対策についてでありますけれども、最後の市職員への感染が広がった場合の日常業務の維持計画について、まだ作成中とのことでありました。ただ、1点お伺いしたいんですけれども、この業務維持を考えると、各支所を閉鎖して本庁に人員を集中させる、そのような考えはあるのかどうか。あくまでも、支所は開庁しておいて、それで維持を図っていくのか、その辺のスタンスをお示しく下さい。

無料クーポン券とがん検診受診率向上についてでありますけれども、受診率向上について年度末にもさらに検診を市として行っていくということでありまして、もっと細かい点の受診

率向上のご答弁を期待したんですけれども、その辺ちょっとご答弁があればお願いしたいんですけれども。例えば、保健推進員による訪問、そしてアンケート調査、また受診の呼びかけ等、こういったものは行っているのかどうかお聞きいたします。

山形県の酒田市では、乳がんの検診率、子宮がんの受診率が、2001年には18.8%、26.1%だったのが、2007年度には45%と52%にアップしているという事実があります。これは保健推進員による訪問活動、アンケート調査、そして受診してくださいという呼びかけが非常に功を奏したという大きな要因があったそうです。

そしてまた、電話での申し込みから、申込書と案内書を一括して個人宛に送るということで、個人あての受診勧奨、地元医師会による協力体制が成果を上げている例もあるそうです。宮城県の対がん協会がん検診センターの渋谷大助所長によると、受診率50%を超えた韓国では受診勧奨通知を出し、奏を効しているということです。

世界では行動科学的理論を用いたがん検診に関する多くの研究があり、欧米の最新研究でも、個人あての受診勧奨が一番有効であるということを示しております。そのために、対象者の網羅的なリストが必要になってきますけれども、本市としてそのような対策準備を考えているのかどうか、お伺いいたします。

Hibワクチンの接種の公費助成については、今後とも検討していただきたいと考えております。

温室効果ガス削減についての太陽光発電についてであります。太陽光発電の標準的な家庭用装置というのは、新築住宅で出力3.2キロワットで、工事費を含めて約200万円前後だそうです。仮に、現在助成を行っている常陸大宮市で同様の装置を200万円で設置しようとした場合、国の補助が1キロワット当たり7万円です。そうすると助成が22万4,000円、常陸大宮市の補助が1キロワット当たり4万5,000円で、14万4,000円の補助となってきます。個人負担は200万円のところ163万2,000円で設置することができます。約2割の補助になってきます。県内で補助制度のある常陸大宮市以外の7市村の1キロワット当たりの補助金額は、つくば市、日立市で3万円、水戸市、土浦市で4万円、鹿嶋市、神栖市で5万円、東海村で10万円です。常陸大宮市の今年度の予算規模は360万円、日立市では、個人800万円、法人200万円だそうです。東海村は1,000万円で、予算規模は約1,000万円以内で行っているところが多いようです。常陸大宮市の環境政策課にお聞きしたところ、驚いたのはこの事業は合併前の平成13年、大宮町の時代から行っている、また山方町も同様に行っていたということです。本市としても詳細を詰めていただいて、早急な太陽光発電に対する補助をお願いしたいと思います。

1回目の質問でも述べましたが、太陽光発電システムの補助は、温室効果ガス削減とともに、日本の環境技術の向上と新しい産業社会の創出を促し、日本経済の牽引力に育て上げるという大切な事業であると認識しております。今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

生ごみの現状と減量化についてでありますけれども、これはさらなる研究を続けてもらいたいと思ひます。

緑のカーテンの普及についてでありますけれども、CO₂削減に効果があるか疑問だということとで答申が出ているということとであります。各学校などでやっているところは、ぜひとも何かの形で市としても公表してあげればいいのではないかと思います。日立市などでは、市のホームページにその写真を掲載しております。そういったアイデアをどんどん出して、市民が楽しくそういったエコ活動に従事できる対策をとっていただきたいと思っております。

財政の健全化判断比率についてでございます。先日も千葉県で約30億円に上る不正経理を行い、公金を搾取した罪で千葉県職員が有罪判決を受けました。組織的に長年行われてきた疑いがあり、またしても監査制度や議会のあり方が問われることとなりました。

私も議会の意識を含め、今回面倒な数字と格闘いたしました。パソコンがありますからエクセルで表を作りました。数字を入れると、実質公債費比率、将来負担比率が出るように作りました。実質公債費比率、先ほど言った15項目、将来負担比率20項目の数字を入れようと思ったんですけれども、これが平成20年度の決算カード、または総括表等々全くありませんので入れることは不可能でした。そこでこの質問に至ったわけとあります。この補助資料があれば、ある程度、私のように数字に弱い人間でも市の財政状況がわかってきます。

例えば、実質公債費比率、当然ご存じのように、最終的には割り算で分母と分子がありますので、分子が小さくなればなるほど率は当然少なくなります。分母が大きくなればなるほど当然率が少なくなります。ですから、将来負担比率は分子に来る部分の数値の約58%が地方債現在高であります。そしてまた、実質公債費比率は分子に来る約80%が繰上償還額、満期一括償還地方債の元利金に係る分を除いた公債費充当一般財源等の額であります。ですから、この額をいかに減らせばこの率が上がってくるかが勝負の分かれ目なのかなということが少しずつわかってきました。

また、分母となる標準財政規模、これは普通交付税、またご存じのように標準税率等、また臨時財政対策債発行可能額が合計された額でありますので、今回はこの普通交付税が約2.7%増えております。そういった意味で数字が若干よくなったのかと思っております。ただ、これから財政状況厳しくなってきたり、標準税率等、また普通交付税の額も期待できなくなってくるかと思っております。分母が小さくなれば数字も悪くなってくるかと思っております。

今後とも、こういった数字を出していただいて、財政の分析をさせていただきたいと思っております。私も今まで不勉強でありましたけれども、本当に真剣にそういったものと向き合いながらしっかり市の財政に関しても関与したいと決意しております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 2回目の質問にお答えいたします。

インフルエンザにつきましては、インフルエンザの拡大がどれぐらいになるのか予想できませんので、業務の維持のために支所の閉鎖なども必要であれば、そういうことも含めまして今後検討をしていきたいと思っております。

2点目の女性の集団検診につきましては、今後保健推進員の呼びかけも活用しながら申し込み状況を見ながら、改めて個人通知も実施してまいりたいと思っております。また、このがん予防を進める上でクーポン券の発行を1つの機会をしまして、さらなる質の向上に努めていきたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 次、12番菊池伸也君の発言を許します。

〔12番 菊池伸也君登壇〕

12番（菊池伸也君） 12番菊池伸也です。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をいたします。

最初に、地域担当職員の配置についてであります。

本市においては、年々少子高齢化、人口減少などにより多くの課題に直面をしているところであります。そんな中、今年度から各町会に地域担当職員を配置し、市民協働のまちづくりを進めていく上で、重要な役割を担うことになっております。職員が一地域住民として地域コミュニティの活性化や町会長を初め、地域活動に携わる方々との情報の共有、連携、協力し、地域活動のサポートを行い、地域づくりを応援するわけであります。3月の定例会でお聞きしてからかなりの時間が経過しております。そこで現在までの検討された結果、もしくは検討の進捗状況がどのようになっているのかお伺いいたします。また、町会ごとに担当職員の配置が進んでいるとすれば配置された地域担当職員の地域とのかかわり方の状況についてもお伺いをいたします。

次に、光ファイバー情報通信網の整備計画についてであります。

現在、常陸太田市管内はインターネットやメールの送受信がごく一部地域を除き、ADSLのサービスを受けられる環境にあります。したがって、コンピュータを使っての情報通信を行う環境は決して快適とまでは言い切れませんが比較的良好な環境であると思っております。ADSLサービスでの通信速度は局舎から遠くなればなるほど通信速度が遅くなり、局舎から遠いところから容量の大きいデータなどの送受信には時間が相当かかります。そこで、今般提案されております地域情報通信基盤整備事業の概要についてお聞かせ願います。また、サービスの開始予定はいつごろになるのかあわせてお伺いいたします。

通信事業者に聞くと、周辺の市町村においても同様の地域情報通信基盤整備事業が予定をされているようですので、情報格差解消の観点からぜひとも基盤整備事業を進めていただきたいと思っております。これが整備されると地上デジタル放送などもアンテナなしできれいな映像を楽しむことが可能です。大変気になるのが整備に係る財源であります。そこで、財源の内訳と今後の光ブロードバンドなどのサービス利用者をどのくらい見込むのかと、整備の後の管理方法と管理費用についてはどうなるのかお伺いをいたします。

次に、水道水異臭クレームとその対応についてであります。

この件に関しましては昨日から2人の議員さんが質問しておりますので、重複している部分については割愛されても結構であります。

9月4日の茨城新聞に大きな見出しで「水道水カビ臭い、先月末から今月初めまで8,000人影響か」と載っておりました。水は最も大切なライフラインですから、管理の徹底を強くお願い

いたします。今回、水道水がカビ臭いと言う市民の苦情件数はどのくらいあったのか。また今回緊急対策をされたわけでありましたが、そのときの状況とどのような検討のもとに処置をされたのかお伺いいたします。今までも、夏場においてはダムの水が原因で水道水がおいしくないと思われておりますが、抜本的な解決策として県にどのように要請をされたのかお伺いをいたします。ダム湖の湖底の汚泥の除去等に関しては、触れられなかったのかどうかあわせてお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の地域担当職員の配置についてお答えをいたします。

まず1点目の進捗状況でございますが、まず4月から職員が地域行事や地域活動、イベントへ積極的に参加していこうと職員への呼びかけを行ってまいりました。その後、地区ごと、これは太田地区、旧地区、金砂郷、水府、里美、全体で12地区の職員ごとに説明会をそれぞれ2回ずつ開催し、1つとしまして合併による市役所の疎遠間、2つ目としまして市民サービスの低下解消、3つ目としまして少子高齢化や人口減少が進む中で職員が一住民として積極的に携わることが必要となってきたことなど、施策の背景や必要性、活動の基本的な考え方、また担当職員の組織体制や役割について説明をし、職員の理解をいただいたところであります。さらに、地区ごとのリーダー、サブリーダー及び町会長との連絡調整を行う主任者の選出をしていただきまして、また、8月からは4地区の町会長、協議会役員会へ再度概要等の説明を申し上げ、あわせて担当職員名簿の公表を行ってまいりました。現在は、9月上旬を目安ということで、町会長との連絡調整を行います主任者が基本的な活動内容の説明と顔合わせのため、町会長への訪問を行っているところであります。少しですが動きが出てくるものと期待をしているところでございます。

2点目の担当職員と地域のかかわり方につきましては、今後の地域活動への参加や町会長とのやりとりの中で、町会長や担当職員から出されます意見や課題等を整理するとともに、町会長協議会や地区ごとの職員の意見の交換会等を開催をしながら状況を把握しまして、実効性のある施策として進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 光ファイバー情報通信網の整備計画についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、地域情報通信基盤整備事業の概要についてでございますが、昨年6月策定の第2次情報化計画におきまして、地域間の情報通信格差を是正するため、ブロードバンドゼロ地域の解消を目標としておりますことから、電気通信事業者に対しまして市内全域においてブロードバンドの環境を整備するよう要望してきたところですが、整備が余り進んでいない状況にございます。こ

のため、本年度の補正予算において、創設をされました地域活性化・公共投資臨時交付金等を活用しまして、市が常陸太田地区の町屋地区、金砂郷地区、水府地区、里美地区におきまして、光ファイバーを整備しまして、これを電気通信事業者の有料で貸しつけると同時に事業者に施設の保守管理を委託し、事業者がブロードバンドサービスを提供する方法を予定しております。

サービスの提供開始時期につきましては、今回の事業が原則として単年度事業であります。整備範囲が広いことから工期延長の可能性があるので、工事完了が平成22年度になると見込んでおります。

次に、財源であります。事業費6億1,200万円の3分の1である2億400万円を地域情報通信基盤整備推進交付金、事業費の3分の2の85%相当額である3億4,680万円を地域活性化・公共投資臨時交付金、残りの6,120万円に交付税措置のある補正予算債を充てることとしております。利用者数の見込みにつきましては、昨年12月末における茨城県内の光ファイバーによるブロードバンド接続サービスの加入率が約20%でありますので、今回整備対象地域の世帯数約7,600ございます。この2割程度ということで、1,500世帯の利用を見込んでおります。また、整備後の管理につきましては電気通信事業者に委託することを予定しております。管理費用につきましては、保守費用と電柱の使用料等でございます。概算で二千数百万円程度見込んでおります。この管理費用には光ファイバーの賃貸料を充てることとなりますので、これにより管理費用をできるだけ圧縮するようにしてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 水道水の異臭に対するクレームについてお答えいたします。

今回、市民から寄せられました水道水がカビ臭いという苦情件数についてであります。水府地区においては33件、金砂郷地区につきましては7件でございます。

次に、今回水道部が行った緊急対策についてでございますが、原水が初めに到着する浄水処理施設の着水井の原水に対し20ppmの割合の粉末活性炭を水で溶いた水溶液の投入作業を続けるとともに、増圧ポンプ場、及び配水管内に入っている臭気を含んだ水道水等の捨水作業を行いました。

続きまして、夏場の水道水のおいしさについてでございますが、河川水の場合、夏場はどうしても水温が20を超えてしまうということになりまして、おいしい水の目安となる水温20以下の条件を超えてしまいます。また、水温が高いと配水管内の塩素の消費量も多くなり、水道法で定められている配水管末端部で1リットル当たり0.1ミリグラム以上の塩素量を確保するため、塩素の投入量が増えることにより、おいしくないと感じるのではないかと考えられます。

続きまして、抜本的なおい解決策の県への要請についてでございますが、湖底に堆積した土砂の撤去も含め、今後このようなことが起きないように根本的な対策を講じるよう強く申し入れを行ってきたところでありますけれども、9月中旬には茨城県那珂水系ダム建設事務所より原因と対策について報告がありますので、内容をよく検討し最良な方法を再度要請してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 12番菊池伸也君。

〔12番 菊池伸也君登壇〕

12番（菊池伸也君） 2回目の質問に入らせていただきます。

地域担当職員の配置についてはかなり進んでいるようでありますので、安心をいたしました。実施に当たっては効果を期待したいと思っております。

次に、光ファイバー情報網の整備計画についてであります。単年度の事業ということで取り上げられておりますが、この事業が完全に整備されますと、市内のどこからでも大容量のデータのやりとりができるわけでありますから、情報格差の解消はもちろん、都会から引っ越され、田舎暮らしをしながらでも会社の仕事ができるようになります。地デジを楽しむことも可能になってまいります。会社にもよりますけれども、子育て支援などで在宅勤務などを進めていく会社が現在増えてきておりますが、現実これらを含めましてもさまざまな可能性が出てくるのではないかと考えております。そこで、お伺いをいたします。現在、使われている光ファイバー、実施されようとしている事業の光ファイバー・ケーブル、これは何芯を予定されているのかと。全世帯を引き込めるようなことを考えての基盤整備なのかどうかお伺いをいたします。

次に、水道水の異臭クレームの対応についてでありますけれども、きのうからお話を聞いておりました、いろいろな対応をされたことはわかりました。地球温暖化等で異常気象の続く昨今でありますので、今後も起こり得ることは十分に考えられます。水道は最も大切なライフラインの1つでありますので、被害地域に住む一人の住民として望みたいのは、抜本的な解決策を講じていただきたいということでありました。県からの返事を待つということではありましたが、ご存じであると思っておりますけれども、竜神ダムはつくられてから30年以上経過をしておりますが、その間、一度もダム湖底の汚泥の処理はしておりません。今でも夏になると汚い色の水がさらにひどくなっておりますが、今年は観光客が竜神大つり橋を歩いていて異臭を感じたと聞いております。竜神ダムはライフラインの供給だけではなく、観光地としての一面も持っているわけでありましたので、ぜひ県とさらに協議の上、大切なライフラインに今回のようなことが起きないようにするため、また、観光客をがっかりさせないためにも、ダムの大掃除をするべきであると思っておりますが、執行部のご所見をお伺いいたします。

また、おいしい水の供給のために浄水処理方法について、常に活性炭処理を追加できないか、そういう改良のご検討ができないかどうかもお伺いをいたします。

答弁を伺いまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 光ファイバー情報通信網の整備計画についての再度のご質問にお答えをいたします。

光ファイバーの容量ですが、8芯ということで理解をしております。

それから、全世帯に整備をするのかということではあります。今度の事業の中では、先ほど申

し上げました常陸太田の町や地区，金砂郷地区，水府地区，里美地区でございます。常陸太田地区の中で，今，光ファイバーが整備されていないところにつきましては，通信事業者に要望しまして，全世帯で光ファイバーの提供が受けられるように進めてまいるように考えております。

議長（黒沢義久君） 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 2回目の質問にお答えいたします。

湖底の土砂の撤去，それらも含め県に要請してまいりたいと考えております。また，浄水場内に活性炭処理施設の設置ということですが，かなりの多額の経費がかかると思いますか，億単位の建設費がかかりますので，財源も含めまして今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（黒沢義久君） 次，5番益子慎哉君の発言を許します。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので，通告に基づき一般質問をさせていただきます。

2日間にわたり一般質問，皆様には大変お疲れのことと思います。私が最後でございますので，短時間で行いたいと思います。

それでは質問に入ります。

茨城の県北地域は，時代の流れでもあります少子高齢化の急速な進行により，過疎化が進み，地域が成り立たない限界集落が常陸太田市でも見られ始めております。現在の状況を維持していくのにも大変であります，10年先，20年先を見据えて政治は動かななくてはなりません。そのような中，若者の定住の早急な対策について初めに質問いたします。

本市でも，今年度予算では，中学生以下の医療費の個人負担の補助や不妊治療の補助などの対応が見られますが，さらに若者の定住に対して，力強い対策が早急に必要であると思います。人口の流出の中で，一番大きなものは若者の就職期だと思っております。そのような中で，働く場を増やすことが大事であります。本市への企業誘致の現状についてお伺いいたします。昨年9月からの経済状況を考えますと厳しいものと考えますが，近直の計画，進行状況，取り組みについて質問いたします。

次に，新婚者の市営住宅についてお伺いいたします。市内の若者が結婚して，新しい新居の案内などを見ますと，多くは那珂市，ひたちなか市，東海村などに住むようです。理由の多くがアパートの多さと地域の便利性だと思っております。少しでも若者の流出をとめるためにも，若者の要望にかなうような市営住宅の建設を進めることを願います。このような取り組みをすることにより，若者の関心を市に向けさせることが大切であると思っております。

次に，本市以外から定住希望者の対応についてお伺いいたします。近年，インターネットやマスコミの報道により田舎暮らしの関心が寄せられております。都市部より常陸太田市に暮らしたいと希望をなされる方への市の窓口の整備が必要であると思っております。就農や芸術活動の拠点，老後の住みかや，Iターン，Uターンなどさまざまな定住希望者に対して，その対応をそれぞれの

部，課で対応するのではなく，総合的な窓口を設け，PRや案内，相談などの対応に応じるべきだと思いますが，お考えをお伺いいたします。

次に，2番目の産業廃棄物の不法投棄についてお尋ねいたします。

本市は，自然に恵まれ，緑豊かな地であり，多くの河川の水源を持っております。また，近年多くの方々から環境の大切さが叫ばれている時代であります。広大な面積を自然破壊，環境破壊から守ることも本市行政の大切な任務であると思います。まず初めに，市民の不法投棄の通報の対応についてお伺いいたします。平成20年度で，市民からの通報は何件あり，内容はどのようなものか，そして，どのように対応したのかお伺いいたします。

次に，土地の埋め立て等の許可，管理のあり方についてお伺いいたします。500平方メートル以上，5,000平方メートル未満の埋立地の事業は，市の許可，管理にあるそうですが，平成19年度，20年度の2年間で何件許可し，管理指導しているのか，また，どのような間に指導がなされているのか，内容もお伺いいたします。同様に，農地は農業委員会が許可，管理をしているそうですが，同様にその件数，内容もお伺いいたします。また，今年度この件について，住民，建設関係の専門の方から違法性があるのではないかとこの通報に対し，担当課ではどのような対応をなされたのかお伺いします。

次に，監視，管理についてであります。国・県・地方自治体の法令，条例どおりに埋め立てをして問題ないとされた土地で，後になって地域住民が異様な排水や異臭で苦しんでいる実態が全国で多発しているそうですが，常陸太田市でも地質分析の条例の追加，管理規定の見直しなどを含めてのお考えをお伺いいたします。

以上，1回目の質問を終わりにいたします。よろしくご答弁をお願いします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 若者定住の早急な対策についての中で，企業誘致の現状についてのご質問にお答えをいたします。

平成20年度，21年度ともに，10ヘクタールの分譲を目標として取り組んでいるところでございます。この間，県内外の企業117社に対しまして，誘致活動を行ってまいりました。県外企業6社及び県内企業3社に，市内工業団地への立地についてのご検討をいただいたところでありますが，経済情勢の悪化に伴い，多くの企業が事業拡大を一時凍結するような状況でございます。このため，実績としましては，平成20年度に1社0.8ヘクタール常陸太田工業団地への分譲のみとなっております。この企業につきましては，今月中に操業を開始する予定でございます。また，今後につきましては，常陸太田工業団地に1ヘクタール，宮の郷工業団地に30.3ヘクタールの残がありますことから，市内工業団地への立地を検討していただいております企業との交渉を継続するとともに，経済情勢の回復等に伴い，企業の投資が行われる際に的確に対応できるよう，情報の収集及び企業への情報提供を行ってまいります。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 若者定住の早急な対策についての中の新婚者用の市営住宅についてお答えいたします。

現在、市営住宅の募集時に入居者の資格を限定している市営住宅といたしましては、幡団地のAからG棟の1階にあります高齢者向けの30戸だけであり、議員ご発言の新婚者用向けの募集はしてありませんが、現在建築中の磯部町団地につきましては、少子高齢化対応といたしまして、全戸数15戸のうち3戸を若者世帯向け、8戸を子育て世代向け、残り4戸を高齢者向けとして整備をしているところでございます。市といたしましては、平成22年度に住宅改善や建てかえ等を計画的に実施するため、公営住宅等長寿命化計画を策定する予定であります。この計画策定に当たりましては、住宅需要等多方面にわたり詳細に検討を行う必要がありますので、定住対策として新婚者向けの住宅建設も含めて計画策定してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 若者定住の早急な対策についての中、本市への定住希望者への対応についてのご質問にお答えいたします。

本市におけます定住促進は、地域振興として地域のにぎわい創出を図るためにも、基本の課題であります。新規の就農希望者等に対しましては、今年新たに新規就農者等自立支援制度を創設し、農政課営農支援室を窓口としまして、新規就農者等自立支援室を設けたところでございます。

また、居住の確保、空き家の流動化を目的に空き家情報登録制度を空き家バンクの整備を町会長等のご協力のもとににぎわい交流推進室で情報の収集に鋭意努力をしているところであります。さらに、本市ではグリーンふるさと振興機構と連携を図りながら、お試し田舎暮らしといたしまして、お試し住居の用意をするなどして、田舎暮らし希望者への対応をしているところであります。これまでに、200件を超える問い合わせがあるなど、田舎暮らしやふるさと回帰を求めるニーズは高まってきていると思慮されます。これらの方々に質の高い情報を的確に伝えることや田舎暮らしに対する不安の解消などのサポートをする総合窓口を市商工観光課ににぎわい交流推進室に開設し、全庁的な対応を強化するとともに、市民のサポートシステム等を構築し、移住希望者の増加を図ってまいります。

続きまして、2番目の土地の埋め立て等の許可管理のあり方に関する農業委員会関係のご質問にお答えいたします。

土地の埋め立てにつきましては、田畑転換や段差解消を農地所有者がみずから行う農地改良であります。農業委員会としましては、協議を行い、適正であれば同意をするものであります。平成20年度の農地改良の受付件数でございますけれども、35件となっております。農地面積は3万1,244平方メートル、土量としましては3万5,021立方メートルとなっております。内訳でございますけれども、田が1万9,753平方メートル、畑が1万1,491平方メートルの状況であります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の産業廃棄物の不法投棄についてお答えをいたします。

まず、1点目の市民からの通報の対応についてでございますが、平成20年度の不法投棄の通報は46件ありました。内訳は産業廃棄物にかかわるものが2件、一般廃棄物が44件となっております。産業廃棄物は広域的な問題であるため県の主管となっておりますが、市の生活環境課職員6名が県職員の併任を受け、県との協力体制を構築して対応をしているところです。

また、事件性の案件もあり、警察署との連携強化のもと、平成20年度に発生しました2件とも不法投棄物の撤去に至っております。一般廃棄物につきましては、現状を確認し、廃棄物の中に行業者を特定できるものがあつた場合は警察に通報し、悪質性のあるものは立件し、その他は自己回収の指導をしているところでございます。行為者が確定できなかった場合は、市が回収処分をしております。

続いて、2点目の平成19年、20年度の残土条例に基づく許可件数とその内容でございますが、平成19年度は該当がありませんでした。平成20年度は議員質問の案件も含め2件でございます。大森町地内の案件につきましては、丹奈団地に付近の山林原野のくぼ地の埋め立てでありまして、事業量は面積4,076平米、土量1万5,000立米で申請どおりの事業執行状況でありまして、既に完了をしております。

次に、3点目の通報のあつた案件についての対応でございますが、平成20年12月19日付で、宅地わきの低地に盛土し宅地を保護し畑として利用する目的で、残土条例の申請が宅地の所有者からありました。内容を審査後、平成21年1月26日付で、許可決定通知を出しております。工事期間は平成21年2月2日から平成21年12月25日となっており、この件については市民から通報がありましたので、すぐに現地に出向きまして、事業者に対し土砂等発生元証明書及び土壌の計量証明書を提出させ、搬入地の確認をいたしたところでございます。

また、県環境保安課でも独自にこの案件については現地調査をしており、現時点においては産業廃棄物の混入の問題はないものと判断をしております。

4点目の残土の地質分析の条例の追加についてでございますが、現在の市の残土条例では、地質分析や残土の発生もとの現地確認等は求められておりません。しかし、県内、特に県南地域では廃棄物の不法投棄に関連して、より厳しい残土条例を制定している市町村もあり、市においても将来的に問題が起きることが想定をされますので、条例の見直しについて検討をしてまいりたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 5番益子慎哉君。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） 2回目の質問をさせていただきます。

企業立地については、今日の経済状況もあり、的確な努力中であるとの答弁がありましたので、見守りたいと思います。

次に、若者定住の対策の中の新婚者の住宅なんですけれども、計画的に磯部町で3戸ぐらい今

年度建設中だということなんですけれども、10戸から20戸の新婚の住宅ぐらいを考えていただいて市内にPRできればいいというのが希望でございます。それで、期間は6年ぐらいを考えて、その後は新しい住宅を求めてもらうとか、そういうような条例で回転を多くする。その後は、若者用の分譲住宅とか、あとは親と同地内の敷地に家を求めれば、数年間は固定資産税の免除を考えるというような定住に向けての対策まで考えて、どういうふうなものかお伺いいたします。

また、本市は民営のアパートが大変少ないという声が多く聞かれます。住む場所がなければやっぱりなかなか定住もかなわないと思います。新築のアパートに対して二、三年間の固定資産税の免除なども考えてみてはいかがかと思っておりますけれども、その辺の考えをお答えいただきたいと思っております。

次に、埋立地等についての再質問でございます。

先ほどの答弁の中でもありましたけれども、最初は市内の残土を利用する計画で埋め立てをするのだったら大体理解ができるのですけれども、県南地域や県外から運んでくるという事例もあるようです。どう考えても、私などはそのような計画というのは理解できないんですけれども。その辺、経費がかかって残土を埋め立てる、費用をかけてまで、つくば市や県外から運ぶというのはおかしいと感じるし、また、その運ぶ車両も深掘りの車両です。普通のダンプカーではなくて深掘りの産廃専用のような車がかなり出入りしているということで、その実態について市としてはそのような実態を目の前にしているだけけれど安全だと言っている答弁があるんですけれども、その辺どういうふうにお考えなのか再度質問します。

次に、現地での管理方法は基本的には目で見るということで、要するに目で見て土に異常がないとかいう管理方法なんですけれども、私は残土の発生地まで調べる権利があると思うので、残土発生地でどれぐらいの立米数の残土が出て、その残土の土をどのような土かというのを分析して、おかしかったらそこまで調べて、その量がきちっと埋立地に持ってきてあるかというのまで確認して、途中でまぜられる可能性もありますので、その辺の中でまた厳しい分析も必要だと。

ただ、その分析は業者にもやらせることができると県の担当課などでは話しています。業者に注文してやらせるという規則もあるそうですので、その辺も含めてやらせるとか。業者は自己申告での分析になりますので、市としてもある程度の予算を設けまして、抜き打ち的にきちっとやらないと、なかなか悪質な業者というのは断ち切れないというか、結構私なんか見た感じでは悪質な業者だったんじゃないかと思うけれども、私何回か調査の段階で質問しますと、事業主はしっかりしている人だからと。事業主とやる業者が違うと若干問題があるんじゃないかということで、その辺のことをもう一度再確認したいと思っております。

また埋め立て事業で農地はほとんど農業委員会のほうでは許可だけで、それ以上は何もしてないというか、申請したらそのまま認めているというのですけれども、やっぱりその辺も先ほどの農地と同様に一緒に検査するような機関というのを市の中にも作らないといけないんじゃないかと思っております。その辺、2回目の質問いたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 再度の質問にお答えをいたします。

まず、条例事項ではありませんので、今回については条例事項でないことを業者に求めたところ、先ほど言ったような証明を提出していただいたところでございます。当然、拒否をされますと、今の条例の中では、議員発言のとおり、市は目視での判断以外ないというところでございます。先ほど答弁しましたように、これにつきましては、より厳しい条例を持っている市町村もありますので、その部分の見直しについては検討をさせていただきます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 新婚者用の市営住宅についての2回目のご質問にお答えいたします。

議員から新婚者用の住宅については6年ぐらいで回転させてはどうかと言うようなご提案がございました。新築の市営住宅におきまして入居募集に条件を付ける場合がございますが、これにつきましては県営住宅等でも行ってございまして、義務教育が終わるまで、あるいは子育て10年ぐらいというようなことがなされております。本市といたしましては、まだ募集に向けての条件については考えてございませんが、このようなことを参考にしまして、新築住宅の若者世帯向け新婚住宅向けにつきましては、条件を付けることを考えてまいりたいと考えております。

それから、ある程度の年齢になりますと、所得制限というのが市営住宅にはございます。それで、収入が多くなると条件が合わなくなって退去していただくということにもなりますので、ちょうどこれぐらいがいいのではないかと考えているところでございます。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 若者定住の早急な対策の2回目のご質問の中で、税の減免等につきましては、住宅に係る施策を含めまして、少子化人口減少の施策につきまして、全庁的に検討しているところでございます。この中で合わせて検討してまいります。

議長（黒沢義久君） 5番益子慎哉君。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） 3回目は意見を言わせていただきます。

先ほど、残土の関係で、残土条例の改正というのは厳しくするということが大変うれしく思っています。その辺の分析とかは、県あたりの見解を聞くと、条例がなくても結構厳しくしてもいいんだと、ちょっと本市は甘いんじゃないかという答えもありましたので、条例を早急に厳しくしていただきたいと思えます。

最初に申したとおり、自然に恵まれた緑豊かな多くの河川の水源を持っている本市でありますので、きちっとした管理体制のできる条例を早急に設けていただきたいと思えます。

以上で質問を終わりにします。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 先ほどの菊池議員さんのご質問の、光ファイバーの芯数についての答弁につきまして、訂正をお願いしたいと思います。

先ほど芯数を8芯と理解しておりますと答弁をいたしました。芯数は局舎ごとに異なります。最も少ないもので4芯となります。訂正のほう、よろしく願いいたします。

議長（黒沢義久君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時00分散会